

官報

号外 平成二十四年四月五日

○第百八十回 参議院会議録第十一号

平成二十四年四月五日(木曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第十一号

平成二十四年四月五日

午後一時開議

第一 国民健康保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出 衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 一、平成二十四年度一般会計予算
- 一、平成二十四年度特別会計予算
- 一、平成二十四年度政府関係機関予算
- 一、日程第一
- 一、平成二十四年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員の選挙
- 一、平成二十四年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

○議長(平田健二君) これより会議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、人事官、国地方係争処理委員会委員、日本銀行政策委員会審議委員及び中央社会保険医療協議会委員の任命について、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。

まず、人事官に吉田耕三君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百

反対

三十七

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 次に、国地方係争処理委員会委員に小早川光郎君、高橋寿一君、渡井理佳子君及び篠崎由紀子君を、中央社会保険医療協議会委員に牛丸聡君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十八

賛成

二百三十八

反対

〇

よって、全会一致をもって同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 次に、国地方係争処理委員会委員に牧原出君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十八

賛成

二百三十二

反対

六

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 次に、日本銀行政策委員会審議委員に河野龍太郎君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十八

賛成

百十一

反対

百二十七

よって、同意しないことに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) この際、日程に追加して、

平成二十四年度一般会計予算

平成二十四年度特別会計予算

平成二十四年度政府関係機関予算

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長石井一君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔石井一君登壇、拍手〕

○石井一君 ただいま議題となりました平成二十四年度予算三案の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成二十四年度予算三案は、去る一月二十四日、国会に提出され、一月三十日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付の後、三月十二日より本院において質疑に入りました。

以来、五回にわたる集中審議を行い、三月二十二日には公聴会を開催し、二十七日及び二十八日には各委員会に審査を委嘱するほか、予備審査中の二月十六日及び十七日の二日間、兵庫県及び大阪府に委員を派遣して現地調査を行うなど、本日まで連日、野党の皆様の御協力により、百時間に近い熱心な審査を行ってまいりました。

以下、質疑のうち若干につき、その問題点を御

指摘いたします。

まず、一年が経過した東日本大震災の復興の進捗状況、瓦れき処理への取組、社会保障と税の一体改革を行う理由、デフレ状況の下での消費税引上げの問題点、マニフェストと財源十六兆八千億円の落差、政策に固執した歳出削減の努力の不十分さ、財政の透明性を損なう年金交付国債の発行などの質疑が行われました。

質疑はこのほか、景気回復に向けた日銀の金融政策の在り方、ＴＰＰ交渉への対応、新たな子育て支援、ＡＩＪ投資顧問の年金消失問題、原発の再稼働と今後のエネルギー政策、電気料金の値上げと東電の責任問題、首都機能のバックアップ体制の整備、米軍再編と普天間基地移設問題、イランの核開発と原油輸入への影響、北朝鮮による人衛星と称するミサイル発射予告への対応、公務員人件費削減問題、中国への農産物輸出の在り方、閣僚の任命責任、違憲状態にある議員定数の是正など、多岐にわたりましたが、その子細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会を代表して三原委員が反対、民主党・新緑風会を代表して徳永理事が賛成、公明党を代表して山本委員が反対、みんなの党を代表して中西委員が反対、日本共産党を代表して山下委員が反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島委員が反対、新党改革を代表して荒井委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成二十四年度予算三案は賛成少数をもっていずれも否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) 三案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。川上義博君。

〔川上義博君登壇、拍手〕

○川上義博君 民主党・新緑風会の川上義博です。

会派を代表して、平成二十四年度予算三案に対し、賛成の立場から討論を行います。私が賛成する理由は以下のとおりでございます。

第一の理由は、震災復興のための予算であることです。

東日本大震災の発災から一年余り、いまだ多くの課題を抱えています。地震、津波、原発事故という人類初の複合的な大災害を克服し、国民、政府一体となった復興を成し遂げることで世界の先駆者として評価を得なければなりません。本予算は、被災地、被災者のため、本格的復興に要する経費を計上しており、その第一歩であると信じています。

政府は復興特別会計を設け、甚大な被害を受けた被災地の道路や鉄道の復旧など公共事業の追加に五千百億円、それぞれの地域の実情に応じた復興を可能とする東日本大震災復興交付金に二千九百億円、原発事故による放射能の除染及び汚染廃

棄物の処理等に四千八百億円などを盛り込んでいます。

これで集中復興期間の事業費のうち九割以上が予算措置され、復興・復旧がより加速するよう講じられています。

なお、必要と判断すれば、積極的に復興予算の積み増しを行うよう要請します。

第二の理由は、経済社会の再生につながる予算であることです。

日本を取り巻く最近の経済情勢は、欧州のソブリン危機の再燃や資源価格の高騰など、経済のファンダメンタルズに対する不確定要素が存在します。それに対応して、我が国の総力を挙げた対策がある程度効果を発揮していますが、先行きは予断を許さない状況です。

そうした中で、本予算では経済社会の再生につながる施策が盛り込まれております。一兆円規模の重点事業を政治主導で選定しており、例えば、幹線道路ネットワークの整備に千四百億円が計上されております。

第三の理由は、提言型政策仕分における提言を反映した予算となっていることです。

今後とも、旧来の事業、歳出を厳しく見直し、政策転換を図っていくことを強く求めます。

第四の理由は、財政規律に対する配慮が行われていることでもあります。

政府が中期財政フレームに従い、財政に対する信認維持に努めたことは一定の評価ができます。しかし、我が国の財政は、表面上の赤字額の大き

さだけが強調され、財政悪化が過大に喧伝されているのではないだろうか。

我が国の状況は、債務の多くを国外からの資金に頼らざるを得ない欧州の債務国とは全く異なっています。かつ、最近では外国人投資家が日本国債を以前より積極的に購入しており、日本財政に対する信認は揺らいでいないと言えます。また、日本国債のCDS料率も低く、市場からも、デフォルトの危険性はほとんどないと見られています。

したがって、財政規律の配慮は必要であります。日本は財政危機ではありません。政権として取り組むべきことは、大胆な金融緩和により、デフレ脱却と経済成長の実現を図ることです。

そうはいっても、現実には借金は存在しています。これは、長い間、自民党が、経済対策のためと称し、公共投資により国債発行を増やしてきたことによるものです。選挙区を過剰に意識して、官僚に陳情を行い、予算配分のために頭を下げ、その見返りとして過去官僚のための天下り法人を乱造し、これらに多額の予算投入を認めてきました。結果として、不要な借金が積み上がったものです。

今申し上げたことを是正するには、今後の財政運営において、特別会計や各種天下り法人等、行政の大改革こそが不可欠です。そして、我が党が目指すもう一方の大改革が、政治システムの改革です。財政運営の主導権を政治の下に取り戻すために、ガバメントパーティーという名のとり、

政権与党は政府と国会においてその役割を發揮しなければなりません。そのイメージは、党本部に国会議員が誰もいない状態であり、与党の全国会議員が政府又は国会で責任のある仕事をする事なのです。だからこそ、政権交代時からの目標を思い起こし、行政と政治の大改革を成し遂げなければなりません。

大改革なくして、増税への国民の理解は得られません。政権を取ったものの、自民党と同じ色合いとなつて、確たる変化はなかったと国民は指摘しております。政権の居心地の良さに浸つてしまつと、予期しない新人類が現れ、足下をすくわれかねません。ピカソは破壊は創造のもとと言つていましたが、政権交代以前の構造は、いまだ破壊されていのではないのでしょうか。今こそ大改革をやり直す必要があります。内紛を起こしている時間はありません。

先ほど財政運営の主導権は政治にあると言いましたが、社会保障と税一体改革においても同じことです。政治が官僚の論理にとらわれず、国民から信頼される社会保障のビジョンを明確に示さなければなりません。経済の再生についても同様です。これら全てが増税実施の大前提となります。

自民党時代の政策決定は、議員が大きな影響力を持つているように見えて、実は、財務省のたなごころのうちにあったと私は元自民党として実感をしております。

江戸末期、幕臣の山岡鉄舟は、現今の国情は倒幕だの、佐幕だのと言っている時機ではないと

言っていたそうです。鉄舟は、諸外国は爪牙を磨いて日本の虚をうかがっていると、世界情勢に目を向け、徳川幕府の末路を案じながらも、江戸無血開城の立て役者となりました。

今の日本の国情はどうでしょうか。沈み行く船に例えられますが、そんな中で党内のまとまりを欠いている政治を国民は望んでいないはずですから、本予算に対する賛成理由を申し上げました。

政府は、本予算が成立した後には、これまで指摘した意見も踏まえ、適切に執行されるよう要望し、賛成討論といたします。(拍手)

○議長 平田健二君 磯崎陽輔君。

(磯崎陽輔君登壇、拍手)

○磯崎陽輔君 自由民主党の磯崎陽輔でございます。私は、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会を代表して、反対討論を行います。

ただいま議題となりました平成二十四年度予算案は、年度内に成立せず、実に十四年ぶりの暫定予算案の前に補正予算案の審議を行わなければならないのであれば、遅くとも一月中旬の召集を決定すべきでありました。この一事をとらえても、野田内閣の統治能力の欠落は明らかであります。

野田総理は、今国会の施政方針演説の中で、我が党の歴代総理の演説を挙げて、我が党が社会保障・税の一体改革の協議に参加しないことを暗に批判しました。ところが、先週の消費税法改正案

の閣議決定において、連立与党の国民新党とは連立解消の危機に立たされ、複数の副大臣、政務官が辞職しました。民主党内においても、多くの議員が役職の辞任を申し出ていると聞いています。

政権は混乱状態にあり、自らの足下である与党内部をまとめ切れないで、よく他党を批判したものだと思えます。国民新党の議員は与党の国会議員であるのか、そうでないのか、それを明確にしないままに国政を担うことは、憲法の定める議院内閣制の趣旨に背くものであり、直ちにけじめを付けるべきであります。

野田総理は、目下の課題を消費税増税としています。しかし、国民生活や景気回復を顧みないで、ただ消費税増税にのめり込んでいくあなたの姿を奇異に感じているのは、決して私一人ではないでしょう。野田総理は、政治生命を懸けて消費税増税法案を成立させると言いました。あなたが政治生命を懸けるべきなのは、東日本大震災の復旧・復興であり、東京電力福島第一原発事故の収束ではありませんか。

与党・民主党は、平成二十一年の政権発足時に、社会民主党や国民新党との三党合意により、消費税率の引上げを行わないことを国民に約束しました。しかるに、予算委員会で、三党合意は任期内に消費税増税を決定することを含むものではないとし、消費税率の引上げ時期が任期後であれば問題ないと野田総理は答弁しています。まさに、かつての三百代言も驚く詭弁であります。与党・民主党は、子ども手当の交付や高速道路

の無償化、ガソリン税の引下げなど、マニフェストに掲げられていたたくさんの項目をほこしてきました。そして、今回、公党間の約束も破棄し、国民を裏切ろうとしています。

これまでのマニフェスト違反は、あなた方の先見性のなさや未成熟な政治手法が原因でした。しかし、今回の消費税率の引上げは、主体的に国民との約束を破棄しようとするものであります。誰が考えても、消費税増税の決定前に衆議院を解散して国民の信を問うのが憲政の常道ではありませんか。

さて、自民党は、平成二十一年当初の党税制調査会で消費税率の引上げについて大議論しました。そして、その結果規定されたのが同年の税制改正法附則第四十条であり、経済状況を好転させることを前提として、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものと規定されています。予算委員会の審議を通じ、政府も、現在、経済状況が好転しているわけではないといっています。そうした認識の下、あらかじめ消費税率の引上げを決定するというのは、同法の趣旨に反するものと考えます。

政府・民主党の議論の中で最大の問題は、社会保障・税一体改革と銘を打ちながら、増税された消費税が何に使われるのか、全く明確になっていないということであり、民主党の言う最低保障年金の導入を始め、制度改革のほとんどが来年度に先送りされ、とてもまともな社会保障改革論議ができるような状態ではありません。後期高齢

者医療制度の見直しも具体的に提案されていません。大綱を何度読んでも、まず5%の消費税増税ありきであり、その使途を収入面から規定したただけであって、個々の福祉政策の歳出を積み上げたペーパーにはなっていない。まさに、一体改革とは名ばかりであります。

岡田副総理の、全額を社会保障の財源に充てるという発言は国民に大きな誤解を与えています。国民の多くは、消費税増税分は全て社会保障の充実に使われるものと考えています。しかし、予算審議の結果分かってきたことは、社会保障の充実に使われるのは1%分の二兆七千億円にすぎないということです。あとの4%分は、社会保障の安定化、すなわち既存の事業に充てられることとなっています。現在、赤字国債によって賄われている社会保障財源に充て、その分赤字国債の発行を抑制しようということでもあります。

民主党内の長時間の論議の中で、不思議にもこのことはほとんど議論されませんでした。将来の消費税増税を福祉特定財源にするのは自民党も賛成であります。それは、基礎年金国庫負担の増に充てる部分を除き、原則新たな福祉施策の充実に使うものでなければなりません。それが自民党と民主党の大きな違いであります。このことを根本的に考え直してもらわなければ、与野党間の協議は極めて難しいものと考えます。

さらに、低所得者層に対する消費税の逆進性の緩和措置がまだ具体的に決まっていないのも問題です。消費税増税と緩和措置は同時に議論をしな

ければならない政策であり、まだ何も決まっていないというのは驚くばかりであります。

民主党は給付付き税額控除を検討していますが、これは徴税費がかさむだけです。また、これを実施するためには番号制度が必要ですが、政府の法案では個人番号カードを申請に基づいて任意に交付するものとされており、このままでは混乱は必至であります。

また、それまでの間、低所得者に対して簡素な給付措置を行うものとしていますが、野田総理は、それが法律に基づくものか、予算に基づくものか、現段階では決まっていないと曖昧な答弁を繰り返しました。消費税増税への真剣な取組姿勢が見られません。

民主党政権にはマクロ経済政策がなく、景気を回復させようという意欲が全くありません。コンクリートから人へという誤ったスローガンの下に、民主党政権は地域経済を破壊してしまいました。そして、インフレを過度に恐れる日本銀行や金利上昇を過度に恐れる財務省と同調して、日本のデフレ経済をより深刻化させようとしています。

日本銀行が今ようやく重い腰を上げ、大幅な金融緩和措置を打ち出しました。その結果、市場は好感し、円安傾向が顕著になり、株価も上がってきています。今こそ財政出動による景気対策を講ずべき時期であります。

消費税増税によって赤字を埋め、プライマリーバランスを目指すだけでは、八百兆円近くになる

うとする国債残高の削減はできません。景気対策によって国内総生産の名目成長を促し、国の財政規模を国税の自然増収によって拡大していくことが必要です。野田総理は、財政再建を第一とするのではなく、全ての国民がひとしく望む景気回復を国政の第一の目標に掲げるべきです。

さて、今回の予算案の中には、粉飾財源としての年金特会への交付公債の繰入れが計上されています。政府は、国債発行額を前年度以下に抑えることは結局無理だったと正直に白状して、通常の国債を発行するのが筋であったと考えます。そうした中、今年も公債特例法案がまだ参議院に送付されていません。歳入関連法案が毎年参議院の予算審議に間に合わないというのは、極めて遺憾であり、政府・与党の責任を痛感すべきです。

地方交付税は、法定率と実際の交付額との間に大きな乖離が生じてきており、制度は危機的な状況にあります。いわゆる地域主権を一丁目一番の施策としてきた民主党が、このことについて何らの対策を講じないのは残念な限りです。一方で、高校授業料の無償化は所得制限を付けないまま継続されるなど、ばらまき政策が続いています。

東日本大震災の復旧・復興は最大の政策であります。それにもかかわらず、瓦れきの処理、二重ローン対策など、復旧・復興事業は遅々として進んでいません。また、官僚主導で設計された復興交付金制度は、地方から全く使い勝手の悪い交付金であると声をそろえて批判されています。

そのほかにも、平成二十四年度予算案には指摘

すべき多くの問題点があります。あれだけ高らかに政治主導を掲げた民主党政権が、今や財務省主導の財政再建第一内閣に陥っています。財政規律を保つことはもちろん重要なことでありますが、そのためには景気対策をしっかりと打ち出すべきであります。景気回復によって財政再建を成し遂げるという発想が必要です。そうした観点が欠落している平成二十四年度予算案には到底賛成することができません。

そして、何よりも、消費税増税を前言を撤回して進めるのであれば、衆議院を解散して国民の信を問うのが筋であります。そのことを強く求め、討論を終わります。(拍手)

○議長(平田健二君) 浜田昌良君。

〔浜田昌良君登壇、拍手〕

○浜田昌良君 たいだいま議題となりました平成二十四年度予算案に対し、公明党を代表して、反対の立場から討論をいたします。

討論に入る前に、一言申し上げます。

東日本大震災の発生からはや一年。改めまして、尊い命を落とされた方々に対し哀悼の意を表しますとともに、被害から立ち上がろうと懸命に取り組んでおられる皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

この一年、我々公明党は、被災三県ごとの担当議員を決め、現場の声なき声を形にすることに取組んでまいりました。私自身、党の原発災害対策事務局長として福島県を担当させていただいております。一昨日、双葉郡八町村長とお会いいた

しました。

一向に進まない賠償、除染。要介護認定が昨年度は前年の三倍以上。もはや、被災者の悲鳴の声もかすれてきているとの悲惨な状況。

復興の遅れは、岩手、宮城においても同様です。瓦れき処理は全く進まず、それどころか、地元が期待していた復興交付金も大幅に査定され、復興庁は査定庁とやゆされている始末。まさに、遅い、鈍い、心がない。

今こそ、政治の底力を発揮しなければなりません。何よりもスピードが重要です。

福島が復興再生に踏み出す特別措置法。二月十日に閣議決定された時点では、年度内成立が危ぶまれていました。しかし、我が党の強い主張により、十八歳以下の医療費無償化に活用する県民健康管理基金の法定化を含む二十項目にわたる修正を行った上で、年度内成立の合意形成が図られました。

その他、郵政民営化改正案を始め、公明党は、本国会においても数々の局面で合意形成の要としての役割を果たしてきました。

しかし、この度の平成二十四年度予算は、余りにも多くの問題点をはらんでおり、到底賛成することはできません。

以下にその理由を申し述べます。

まず、手続、形式面では、第一に、予算の国会提出が遅く、十四年ぶりの暫定予算編成を余儀なくされたことであります。リーマン・ショック後の平成二十一年度予算を審議する通常国会、当時

の自公政権は、補正予算の審議を見込んで一月五日に開会させました。しかし、今国会が開催されたのは例年より更に遅い一月二十四日。野田政権には年度内予算編成の意気込みがなかったと断ぜざるを得ません。

第二には、本来、歳出と歳入は一体であるにもかかわらず、歳入面で予算の裏付けとなる特例公債法案を同時に参議院に送付してこなかったことにより、参議院での否決を見込んで分離して処理しようというのは、余りにもこそくであります。

第三には、このこそくの極致、交付国債を年金国庫負担引上げ財源に計上したことでもあります。これは、昨年閣議決定した中期財政フレームの国債発行額約四十四兆円をさも満たしたように国民をだましているだけでなく、その償還財源たる消費税に言質を与える財務官僚の策に乗ってしまったと批判せざるを得ません。

また、本予算は、内容、実質面を見れば更に問題点は明らかであります。

第一に、景気、経済の不安にこたえた予算になっていないという点です。デフレ、円高、エネルギー不安。中小零細事業者を始め、企業経営者から悲鳴の声が上がっています。一方で、予算に盛り込まれたちつばけな日本再生重点化措置で本当に日本を再生し、消費増税法案に盛り込まれた名目三%、実質二%の経済成長は可能とお考えなのでしょうか。

公明党は、二月三日、総合経済対策に関する緊

急提言を行いました。今こそ、防災・減災ニューディールとして国民の命を守る更新投資を加速的に進めつつ、国内需要を喚起すべきであります。

第二に、国民生活の不安を助長する予算となっている点であります。医療、介護、年金。この四月から給付は引き下げられ、保険料は引き上げられました。

一方、低所得者の年金給付引上げや高齢者医療制度見直しは先送り。そういう中で発覚したA I J企業年金基金問題。解決の前面に立とうとしない政府・与党に国民の怒りは極まっています。さらに、発達障害、うつ病、引きこもり、孤立死など、近年の社会の新たなリスクに対応する新しい福祉への対策もいまだ不十分です。

第三の問題点は、国民の政治不信を高める内容になっている点であります。明らかにこの予算は民主党のマニフェスト違反であります。高速道路無料化、ハツ場ダム建設中止、満額二万六千円の子ども手当、全額税方式七万円の最低保障年金、さらには、四年間は上げないと言っていた消費税を当て込んだ年金交付国債。例を挙げれば切りがありません。まさに、マニフェスト総崩れ。

しかしながら、その総崩れについて国民に具体的な釈明、謝罪が全くありません。それどころか、誰が見ても児童手当の拡充であるのに、名前だけを変えようとし、消費税が実際上がるのとは前の選挙から四年後、全額税方式の最低保障年金は一年後に法制化するといまだ強弁して済ませようとするひきょうな態度。

かかる対応が、マニフェストという言葉で国民にとつて数字が入った政治家のうそと同義にしてしまい、国民の政治不信を高めたことの責任を取るべきであります。信なくば立たず。決められた予算も、それが適切に執行されるという国民からの信頼があつて初めて同意を得られるものであります。また、ＴＰＰ、核セキュリティ、北朝鮮ミサイル事案、野田外交も全く不透明であります。

さらに、一票の格差是正、議員定数の削減、国会議員歳費の恒久的削減、政治資金規正法改正、野田総理の与党党首としてのリーダーシップも全く見えません。

決められない政治から脱却する、野田総理は施政方針でそう宣言された。しかし、何は果断に決定し、何は熟議を尽くすべきか、その選択を野田総理は取り違えておられるのではないでしょう

以上、平成二十四年度予算は、その手続、形式面でも、内容、実質面でも問題ありと判断せざるを得ません。

民主党政権が適切な予算編成を行う能力を持っていないなら、潔く我々野党に政権運営を任せるべきである、そう申し上げ、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(平田健二君) 桜内文城君。

〔桜内文城君登壇、拍手〕

○桜内文城君 みんなの党の桜内文城です。

私は、ただいま議題となりました平成二十四年

度総予算案に対する反対の討論を行います。

我が党は、先月八日の衆議院予算委員会において、平成二十四年度総予算案に対する修正動議を提出しました。この修正動議は、私自身、この十年間にわたり心血を注いで開発した国家財政ナビゲーシヨンスystem、国ナビを用いて作成いたしました。

私が政治家を志した原点は、公会計制度改革、すなわち、国家財政の複式簿記化を通じて、政府の意思決定、とりわけ財政政策の責任を数字で明らかにしたい、そして、そのことによって日本の財政を持続可能なものとし、世代間の公平を実現したいと考えたことにあります。国ナビを用いて作成した様々なシミュレーション結果を含む財務情報は、国家を経営すべき立場にある私たち政治家にとつて極めて重要です。

国家経営とは、ビジョンを実現する力です。すなわち、ビジョンを示す数値目標の設定、そしてその実現のための政策手段の選択、政策実施の進捗管理、経済効果のフィードバック、そして政策手段の補正。これら一連の国家経営のプロセスにおいて、バランスシートを始めとする複式簿記による財務諸表の数値は、国家の経営者たる政治家が政策判断を行う上でなくてはならないものです。

さて、公会計の観点からすれば、参議院での予算案の否決は問責決議案の可決と同等の意味を持ちます。それほど重大な意味を持つ政府の予算案に対する反対の理由は、以下の三点です。

第一に、純計ベースで二百二十八兆円にも及ぶ国の総予算、すなわち、一般会計、特別会計の組替えが全くなされていません。

政権交代時の民主党マニフェストでは、国の総予算二百七兆円を全面組替えし、十六・八兆円の財源を捻出するとうたっていました。しかし、現実には、一般会計、特別会計、政府関係機関予算という総予算の組替えは一切なされていません。それどころか、平成二十三年度の予算編成過程では、一般会計の歳出総額から国債費、地方交付税、社会保障関係費、そして予備費を除いた僅か二十四・九兆円に総予算組替え対象経費という、羊頭狗肉、竜頭蛇尾の名称を用いていましたが、平成二十四年度の予算編成過程ではさすがに恥ずかしくなったのか、そのような名称も姿を消しました。

平成二十四年度予算案で見れば、純計ベースでの総予算は二百二十八兆円に達します。これの全面組替えがなぜできないのか。官僚主導で編成される予算案には、どうしても逃れられない欠陥があります。

憲法八十三条に言う国の財政処理権限の国会中心原則によれば、単なる法の執行機関にすぎない官僚の意思決定には、国民の代表として選挙で選ばれたという正当性の根拠が欠けています。したがって、最強の権力を誇る財務官僚といえども、予算編成に当たり、直近で国会での議決を経た前年度予算をベースとするほかはなく、対前年度比で幾ら増額するか、削減するかという限られた範

囲内でのみ査定権限を行使できるのです。また、立法府である国会の議決を経ることなく、既存の法制度に基づく義務的経費を一方的に削減することもできません。要するに、立法府である国会に属する我々国会議員自身が意思決定しない限り、総予算の組替えなど、しよせん不可能なのです。

我が党の修正動議において、我々は、一般会計、特別会計を連結した国の総予算二百二十八兆円を文字どおり全面的に組み替えました。国ナビによるシミュレーションを実施した上で、一般会計の歳入歳出二千六百七十一項目、三十兆八千三百四十五億円を削減、特別会計の歳入歳出八百九十五項目、九兆八千二百九十七億円を削減、総予算全体では実に四十兆六千六百四十三億円の削減を実現しました。

第二に、政府案では、本来、一般会計に計上されるべき基礎年金の交付国債二・六兆円、そして、震災を理由に新たな特別会計に区分経理された復興関連予算三・七兆円を加えれば、九十六兆円を超える史上最大の当初予算案となります。消費税を始めとする増税のみ先行し、歳出の圧縮は全く不十分なままです。

これに対して、我々が国ナビを用いて作成した修正動議の概略を説明します。

消費税収十・四兆円を全額地方移管し、その分、地方交付税を圧縮します。いわゆる埋蔵金八・五兆円を吐き出し、政府資産・負債を両建てで圧縮します。補助金等の移転支出を一律二割カットすることにより、十七・九兆円を捻出し

す。まず、一律大幅カットという大なたを振るった上で、緊急性と重要性のあるものだけを復活させる査定しなければ、歳出削減は絵にかいたもちとなります。議員歳費三割、公務員人件費二割をカットし、一・一兆円の身を切る節約をします。そして、歳入庁の設置により、国税庁と日本年金機構の法人情報を統合するだけでも三兆円の増収効果が見込めます。

これらの予算修正により、総予算全体では、政府案に比べて、行政コスト二十一・一兆円の削減、負債残高二十二・六兆円の減少、債務超過額十四・一兆円の改善を実現します。また、総予算全体のプライマリーバランスの赤字は、政府案よりも十二・六兆円改善し、七・一兆円にまで縮小します。

また、政府案では、社会保障関係費の増大を放置したままであり、既に一人当たり一億円にも達する世代間格差が更に拡大するばかりです。野田総理は、消費税を全世代で公平に負担を分かち合う安定財源とおっしゃいますが、消費税のライフサイクルを通じた負担の変化を考えれば、消費税の増税は世代間格差の是正にはほとんど効果がありません。また、全世代対応型の社会保障というのにも名ばかりで、政府の資料によれば、消費税増税を財源とする子供向けの歳出増加は僅か七千億円にすぎません。

我々は、世代間格差を是正するため、即時に世代別積立方式に移行する新たな公的年金制度とともに、世代別勘定を設置した新たな公的医療保険

制度の法案を準備しています。一般会計から移転される社会保障関係費を最小限度に抑制する、安定的な社会保障制度を一日も早く確立すべきだと考えます。

第三に、政府案では、財政・金融政策、すなわち、全体としてのマクロ経済政策の方向性が全く見えません。

バブル絶頂期の一九九〇年から二〇一二年の現在に至るまで、マクロ経済指標の上で日本経済は一貫して衰退してきました。名目GDPは四百六十兆円前後のままでありながら、かつては年間七十兆から八十兆円台にあった貯蓄も純投資も、ほぼゼロにまで落ち込みました。付加価値を生む新たな産業に対する有効な投資がほとんどなされていません。

今、日本社会には、至るところに既得権の塊がごろごろしています。既得権益化し、付加価値を生まなくなった分野に資金が流入し続ける一方で、新たな付加価値を生み出すイノベーションも生まれず、あらゆる分野で新規参入が阻害されています。競争なきところに付加価値なし。GDPとは付加価値です。商売上の言葉で言えば粗利であり、売上総利益です。売上げが全てを癒やし、利益こそ経済持続の要件となります。

政府がなすべきは、敗者復活のセーフティネットを整備した上で、あらゆる新規参入規制を撤廃し、自由で公正な金融資本市場、そして流動性の高い労働市場を形成することにあります。その上で、新たな付加価値を生み出す可能性は高いけれども、その分、リスクも高く、大規模な資本

を要する産業分野に政府自らが投資を行うべきです。

私はこれまでも、政府が日銀に百兆円規模の経済復興基金を設置することにより、政府債務を増加させることなく、例えば再生エネルギーや大容量の蓄電池の研究開発等を財政政策として実施すべきだと主張してきました。デフレ脱却と同時に、新たな経済成長に資する未来への投資を財政・金融政策を一体化させる中で進めるべきだと考えます。

以上、国家財政の複式簿記化と、予算編成における国ナビの活用を通じて、国家経営におけるイノベーションを起こすべきときであることを指摘して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(平田健二君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(平田健二君) これより三案を一括して採決いたします。

表決は記名投票をもつて行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(平田健二君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(平田健二君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十九票

白色票

百十票

青色票

百二十九票

よって、三案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) ただいまの結果、平成二十四年度一般会計予算外二案について、本院は衆議院から両院協議会を求められることとなります。

○議長(平田健二君) 日程第一 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長小林正夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小林正夫君登壇、拍手〕

○小林正夫君 たいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、暫定措置となつてゐる市町村国保の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化を推進し、併せて都道府県調整交付金の割合を七%から九%に引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日に改める等の修正が行われております。

委員会におきましては、国保財政の抜本的な基盤強化の必要性、保険料負担の在り方、市町村による国保運営の努力の確保、高齢者医療制度見直しの状況等について質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙智子委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十九
賛成 二百二十九
反対 十

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) これにて休憩いたします。

午後二時五分休憩

午後三時二十六分開議

○議長(平田健二君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど衆議院から、平成二十四年度一般会計予算外二案について、国会法第八十五条第一項の規定により、両院協議会を求められました。

これより、平成二十四年度一般会計予算外二案に関する両院協議会の協議委員十名の選挙を行います。

つきましては、本選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。

よつて、議長は、平成二十四年度一般会計予算外二案に関する両院協議会の協議委員に磯崎陽輔君、衛藤晟一君、世耕弘成君、伊達忠一君、中川雅治君、宮沢洋一君、山本一太君、浜田昌良君、上野ひろし君、井上哲士君を指名いたします。

これより直ちに両院協議会協議委員の正副議長を選挙されることを望みます。

両院協議会の結果の報告を待つため、暫時休憩いたします。

午後三時二十八分休憩

午後五時十六分開議

○議長(平田健二君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成二十四年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長から報告書が提出されました。

この際、報告を求めます。協議委員長衛藤晟一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔衛藤晟一君登壇、拍手〕

○衛藤晟一君 平成二十四年度一般会計予算外二件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして、議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、衛藤晟一が、副議長に世耕弘成君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院におきましては、協議委員長に中井治君が、副議長に鉢呂吉雄君が選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなつておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、衆議院側協議委員長の中井治君が議長に当選されました。

協議会におきましては、衆議院側から、東日本大震災の復旧・復興を推し進める予算であること、日本再生重点化措置による経済成長の実現を目指していること等の理由で原案どおり可決した旨の説明があり、次に、本院側から、年金国庫負担財源に交付国債を充てるなど財政の透明性を損なう内容となつてゐること、マニフェスト施策を始めとする歳出の見直しが不徹底であること、デフレ対策や経済再生への取組が不十分であること等の理由により、否決した旨の説明がありました。

次に、協議に移りましたところ、各協議委員から種々の意見が述べられました。

その後、懇談に入りましたが、平成二十四年度一般会計予算外二件両院協議会は、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) 平成二十四年度一般会計予算外二案につきましては、両議院の意見が一致いたしませんので、憲法第六十条第二項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十分散会

出席者は左のとおり。

議長 平田 健二君
副議長 尾辻 秀久君

議員

竹谷とし子君 石川 博崇君
吉田 忠智君 亀井亜紀子君
横山 信一君 秋野 公造君
山内 徳信君 自見庄三郎君
谷合 正明君 山本 博司君
又市 征治君 田城 郁君
難波 奨二君 西田 実仁君
浜田 昌良君 山本 香苗君
福島みずほ君 風間 直樹君
大久保潔重君 舟山 康江君
長沢 広明君 加藤 修一君
渡辺 孝男君 松野 信夫君
林 久美子君 川上 義博君
室井 邦彦君 広田 一君
魚住裕一郎君 松 あきら君
荒木 清寛君 柳澤 光美君
小林 正夫君 今野 東君

中村 哲治君 佐藤 公治君
木庭健太郎君 白浜 一良君
山口那津男君 草川 昭三君
長浜 博行君 谷 博之君
広野ただし君 増子 輝彦君
福山 哲郎君 藤原 正司君
浜田 和幸君 横峯 良郎君
小西 洋之君 はた ともこ君
谷 亮子君 森田 高君
平山 誠君 石橋 通宏君
大野 元裕君 斎藤 嘉隆君
西村まさみ君 江崎 孝君
有田 芳生君 金子 洋一君
吉川 沙織君 外山 斎君
友近 聡朗君 米長 晴信君
行田 邦子君 金子 恵美君
牧山ひろえ君 徳永 久志君
水戸 将史君 大島九州男君
轟木 利治君 蓮 舫君
藤末 健三君 尾立 源幸君
前川 清成君 川合 孝典君
大久保 勉君 白 眞勲君
那谷屋正義君 ツルシマルティ君
藤田 幸久君 櫻井 充君
武内 則男君 川崎 稔君
岩本 司君 鈴木 寛君
松井 孝治君 高橋 千秋君
柳田 稔君 一川 保夫君
奥石 東君 羽田雄一郎君

榛葉賀津也君 郡司 彰君
小川 敏夫君 小川 勝也君
直嶋 正行君 安井美沙子君
長谷川大紋君 中西 祐介君
徳永 エリ君 小見山幸治君
糸数 慶子君 高階恵美子君
梅村 聡君 平山 幸司君
松浦 大悟君 植松恵美子君
中谷 智司君 佐藤 正久君
姫井由美子君 谷岡 郁子君
大河原雅子君 藤原 良信君
相原久美子君 加賀谷 健君
藤谷 光信君 佐藤 信秋君
足立 信也君 藤本 祐司君
水岡 俊一君 津田弥太郎君
芝 博一君 主濱 了君
加藤 敏幸君 野上浩太郎君
森 ゆうこ君 大塚 耕平君
辻 泰弘君 平野 達男君
神本美恵子君 池口 修次君
山根 隆治君 関口 昌一君
岡崎トミ子君 北澤 俊美君
玉置 一弥君 前田 武志君
田中 直紀君 江田 五月君
石井 一君 山東 昭子君
中原 八一君 長谷川 岳君
藤川 政人君 若林 健太君
三原じゅん子君 熊谷 大君
大家 敏志君 宇都 隆史君

岩井 茂樹君 磯崎 仁彦君
上野 通子君 塚田 一郎君
西田 昌司君 牧野たかお君
丸川 珠代君 丸山 和也君
森 まさこ君 石井みどり君
磯崎 陽輔君 石井 準一君
島尻安伊子君 古川 俊治君
福岡 資麿君 松下 新平君
佐藤ゆかり君 藤井 基之君
岡田 直樹君 岸 信夫君
北川イツセイ君 松山 政司君
小泉 昭男君 末松 信介君
中川 雅治君 山谷えり子君
宮沢 洋一君 世耕 弘成君
脇 雅史君 鶴保 庸介君
岡田 広君 吉田 博美君
加治屋義人君 鴻池 祥肇君
山崎 正昭君 小坂 憲次君
岩城 光英君 中曽根弘文君
溝手 顕正君 衛藤 晟一君
伊達 忠一君 鈴木 政二君
谷川 秀善君 渡辺 猛之君
荒井 広幸君 上野ひろし君
石井 浩郎君 赤石 清美君
舩添 要一君 松田 公太君
山下 芳生君 山田 俊男君
義家 弘介君 青木 一彦君
小熊 慎司君 紙 智子君
片山さつき君 山本 順三君

國務大臣

議院運営委員

辞任	補欠
江崎 孝君	外山 齋君
松浦 大悟君	谷岡 郁子君
草川 昭三君	長沢 広明君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 長沢 広明君（長沢広明君の補欠）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法案（閣法第五八号）

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

国民健康保険法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第七二号）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第七三号）

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第七四号）

子ども・子育て支援法案（閣法第七五号）

総合子ども園法案（閣法第七六号）

子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第七七号）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成二十四年度一般会計暫定予算

平成二十四年度特別会計暫定予算

平成二十四年度政府関係機関暫定予算

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案

不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律案

児童手当法の一部を改正する法律案

福島復興再生特別措置法案

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

関税法等の一部を改正する法律案

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案

保険業法等の一部を改正する法律案

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日内閣から次の議案を撤回することについて衆議院に承諾を求めた旨の通知書を受領した。

郵政改革法案(第百七十六回国会提出)

日本郵政株式会社法案(第百七十六回国会提出)

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百七十六回国会提出)

同日衆議院から、次の内閣提出案の撤回を承諾した旨の通知書を受領した。

郵政改革法案(第百七十六回国会提出)

日本郵政株式会社法案(第百七十六回国会提出)

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百七十六回国会提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員佐藤正久君提出中国の新潟総領事館建設に係る民有地取得に関する質問に対する答弁書(第六九号)

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

辞任 江崎 孝君 補欠 外山 斎君

辞任 草川 昭三君 補欠 長沢 広明君

同日本院は、国立国会図書館の館長に大滝則忠君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成二十四年度一般会計暫定予算

平成二十四年度特別会計暫定予算

平成二十四年度政府関係機関暫定予算

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律

都市再生特別措置法の一部を改正する法律

不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律

児童手当法の一部を改正する法律

福島復興再生特別措置法

特別会計に関する法律の一部を改正する法律

租税特別措置法等の一部を改正する法律

関税法等の一部を改正する法律

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律

保険業法等の一部を改正する法律

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律

同日内閣を経由して国土交通大臣から、観光立国推進基本法第十條第四項の規定に基づく観光立国推進基本計画の報告を受領した。

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委員

辞任

金子 洋一君 補欠 安井美沙子君

川上 義博君 補欠 松浦 大悟君

玉置 一弥君 補欠 蓮 舫君

文教科科学委員

辞任

齋藤 嘉隆君 補欠 石橋 通宏君

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に大滝則忠君を任命することを承認した旨の通知書を受領した。

同日内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に大滝則忠君を任命することを承認した旨の通知書を受領した。

同日内閣を経由して国土交通大臣から、観光立国推進基本法第十條第四項の規定に基づく観光立国推進基本計画の報告を受領した。

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委員

辞任

金子 洋一君 補欠 安井美沙子君

川上 義博君 補欠 松浦 大悟君

玉置 一弥君 補欠 蓮 舫君

文教科科学委員

辞任

齋藤 嘉隆君 補欠 石橋 通宏君

蓮 舫君 補欠 玉置 一弥君

厚生労働委員	辞任	補欠	決算委員	辞任	補欠	同日議員から次の質問主意書が提出された。 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの有効な活用に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第七二号) 秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第七三号) 普天間飛行場の騒音に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第七四号) 皇室制度に関する有識者ヒアリングに関する質問主意書(山谷えり子君提出)(第七五号) 同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。	厚生労働委員	辞任	補欠
石橋 通宏君	斎藤 嘉隆君	林 久美子君	大河原雅子君	大久保 勉君	福島みずほ君		斎藤 嘉隆君	石橋 通宏君	石橋 通宏君
西村まさみ君	ソレン マルティン君	大久保 勉君	金子 恵美君	大久保 勉君	福島みずほ君		ソレン マルティン君	西村まさみ君	西村まさみ君
田村 智子君	紙 智子君	大久保 勉君	櫻井 充君	大久保 勉君	福島みずほ君		紙 智子君	田村 智子君	田村 智子君
農林水産委員	辞任	補欠	行政監視委員	辞任	補欠		農林水産委員	辞任	補欠
松浦 大悟君	川上 義博君	中西 健治君	柴田 巧君	三原じゅん子君	長谷川 岳君		川上 義博君	松浦 大悟君	松浦 大悟君
紙 智子君	田村 智子君	中西 健治君	三原じゅん子君	長谷川 岳君	長谷川 岳君		田村 智子君	紙 智子君	紙 智子君
経済産業委員	辞任	補欠	議院運営委員	辞任	補欠		経済産業委員	辞任	補欠
安井美沙子君	金子 洋一君	長谷川 岳君	三原じゅん子君	長谷川 岳君	長谷川 岳君		金子 洋一君	安井美沙子君	安井美沙子君
環境委員	辞任	補欠	谷岡 郁子君	補欠	補欠		環境委員	辞任	補欠
ソレン マルティン君	西村まさみ君	松浦 大悟君	外山 斎君	江崎 孝君	山本 博司君		西村まさみ君	ソレン マルティン君	ソレン マルティン君
予算委員	辞任	補欠	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。		予算委員	辞任	補欠
江崎 孝君	外山 斎君	林 久美子君	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案(武正公二君外五名提出(衆第六号))	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。		大河原雅子君	林 久美子君	林 久美子君
大久保 勉君	金子 恵美君	大久保 勉君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。		金子 恵美君	大久保 勉君	大久保 勉君
大久保 潔重君	櫻井 充君	大久保 潔重君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。		はた ともこ君	蓮 舫君	蓮 舫君
林 久美子君	大河原雅子君	大久保 潔重君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。		赤石 清美君	石井みどり君	石井みどり君
松浦 大悟君	谷岡 郁子君	大久保 潔重君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。		佐藤 正久君	佐藤ゆかり君	佐藤ゆかり君
岩城 光英君	猪口 邦子君	大久保 潔重君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。		三原じゅん子君	宮沢 洋一君	宮沢 洋一君
佐藤ゆかり君	佐藤 正久君	大久保 潔重君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。		石川 博崇君	山本 博司君	山本 博司君
長谷川 岳君	三原じゅん子君	大久保 潔重君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。		加藤 修一君	草川 昭三君	草川 昭三君
牧野たかお君	赤石 清美君	大久保 潔重君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。		西田 実仁君	竹谷とし子君	竹谷とし子君
竹谷とし子君	西田 実仁君	大久保 潔重君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。		柴田 巧君	中西 健治君	中西 健治君
山本 博司君	石川 博崇君	大久保 潔重君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。		井上 哲士君	大門美紀史君	大門美紀史君
横山 信一君	加藤 修一君	大久保 潔重君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。		吉田 忠智君	又市 征治君	又市 征治君
桜内 文城君	柴田 巧君	大久保 潔重君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。		又市 征治君	又市 征治君	又市 征治君
福島みずほ君	吉田 忠智君	大久保 潔重君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。		又市 征治君	又市 征治君	又市 征治君

決算委員

辞任

補欠

大久保 勉君 金子 恵美君
林 久美子君 大河原雅子君
草川 昭三君 加藤 修一君
中西 健治君 柴田 巧君
大門実紀史君 井上 哲士君
又市 征治君 吉田 忠智君

行政監視委員

辞任

補欠

蓮 舩君 はた ともこ君
宮沢 洋一君 三原じゅん子君

議院運営委員

辞任

補欠

山本 博司君 石川 博崇君
同日委員長から次の報告書が提出された。
国民健康保険法の一部を改正する法律案(閣法
第一九号)審査報告書
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員平山誠君提出東日本大震災に関わる
会議の議事録の作成に関する再質問に対する
答弁書(第七〇号)
参議院議員福島みずほ君提出関西電力大飯原発
三・四号機の再稼動問題に関する質問に対する
答弁書(第七一号)

同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいの
で、国家公務員法第五十一条の規定に基づき本
院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(四月七日任期満了の江利川毅の後任)

吉田 耕三

平成二十四年四月五日 参議院会議録第十一号

同日内閣から、左記の者を国地方係争処理委員会
委員に任命したいので、地方自治法第二百五十条
の九第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨
の要求書を受領した。

記

(四月十六日任期満了の磯部力の後任)

小早川光郎

(同日任期満了の長谷部恭男の後任)

高橋 寿一

(同日任期満了の岩崎美紀子の後任)

渡井理佳子

(同日任期満了の大橋洋一の後任)

牧原 出

(同日任期満了による再任)

篠崎由紀子

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審
議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条
第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要
求書を受領した。

記

(四月四日任期満了の中村清次の後任)

河野龍太郎

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協
会委員に任命したいので、社会保険医療協議会法
第三条第六項の規定に基づき本院の同意を求める
旨の要求書を受領した。

記

(四月七日任期満了による再任)

牛丸 聡

議長長の報告事項

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任
を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

大久保 勉君 江崎 孝君
広田 一君 風間 直樹君
石井みどり君 赤石 清美君
宮沢 洋一君 三原じゅん子君
山本 博司君 谷合 正明君
大門実紀史君 山下 芳生君
又市 征治君 福島みずほ君
荒井 広幸君 舩添 要一君

決算委員

辞任

補欠

吉田 忠智君

又市 征治君

行政監視委員

辞任

補欠

風間 直樹君 広田 一君
三原じゅん子君 宮沢 洋一君
谷合 正明君 山本 博司君
山下 芳生君 大門実紀史君

議院運営委員

辞任

補欠

江崎 孝君

大久保 勉君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステ
ムの有効な活用に関する質問主意書(福島みず
ほ君提出(第七二号))

秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書
(福島みずほ君提出)(第七三号)

普天間飛行場の騒音に関する質問主意書(糸数
慶子君提出)(第七四号)

皇室制度に関する有識者ヒアリングに関する質
問主意書(山谷えり子君提出)(第七五号)

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子
力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会合
同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名
し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に
通知した。

辞任 江崎 孝君 補欠 大久保 勉君

本日次の内閣提出案を衆議院に返付した。

平成二十四年度一般会計予算

平成二十四年度特別会計予算

平成二十四年度政府関係機関予算

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を否決
した旨衆議院に通知した。

平成二十四年度一般会計予算

平成二十四年度特別会計予算

平成二十四年度政府関係機関予算

本日衆議院から、次の内閣提出案は本院において
否決されたので、国会法第八十五条により両院協
議会を開くことを請求する旨の請求書を受領し
た。

平成二十四年度一般会計予算

平成二十四年度特別会計予算

平成二十四年度政府関係機関予算

日本本院は、平成二十四年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員十人を次のとおり選挙した旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

磯崎 陽輔君 衛藤 晟一君

世耕 弘成君 伊達 忠一君

中川 雅治君 宮沢 洋一君

山本 一太君 浜田 昌良君

上野ひろし君 井上 哲士君

本日衆議院事務総長から本院事務総長宛、同院は平成二十四年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員十人を次のとおり選挙した旨の通知書を受領した。

中井 治君 鉢呂 吉雄君

武正 公一君 笹木 竜三君

西村智奈美君 若泉 征三君

若井 康彦君 松本 大輔君

泉 健太君 中島 正純君

本日次のとおり平成二十四年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長及び副議長を互選した。

議長 衛藤 晟一君

副議長 世耕 弘成君

本日両院協議会参議院協議委員議長から次の報告書が提出された。

平成二十四年度一般会計予算外二件両院協議会報告書

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成二十四年度一般会計予算、平成二十四年度特別会計予算及び平成二十四年度政府関係機関予算審査報告書

審査報告書

平成二十四年度一般会計予算

平成二十四年度特別会計予算

平成二十四年度政府関係機関予算

右は賛成少数により否決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十四年四月五日

予算委員長 石井 一

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成二十四年度一般会計予算、平成二十四年度特別会計予算及び平成二十四年度政府関係機関予算並びに平成二十四年度財政投融资計画は、(一)東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の五つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組む、(二)地域主権改革を確実に推進するとともに、既存予算の不断の見直しを行う、(三)新規国債発行額(復興債を除く)は、平成二十三年度当初予算の水準である約四十四兆円を上回らないものとするよう全力を挙げる、(四)

基礎的財政収支対象経費については、中期財政フレーム(平成二十四年度・平成二十六年度のつとり、平成二十三年度当初予算の水準である約七十一兆円(年金差額分を除けば六十八兆四千億円)を実質的に上回らないものとする)と等を基本方針として編成されたものである。

一般会計においては、歳出面では、租税及印紙収入で四十二兆三千四百六十億円の収入を見込むとともに、「財政法」第四条第一項ただし書の規定による公債五兆九千九百九十億円及び「平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律」(仮称)の規定による公債三十八兆三千三百五十億円の収入を予定しているほか、その他収入三兆七千四百三十九億三千五百一十万円を見込んでいます。

歳出面では、震災からの復興に全力を尽くすとともに、新成長戦略に定められた取組を加速・強化することとしている。

これらの結果、平成二十四年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも九十兆三千三百三十九億三千五百一十万円であり、一般会計予算と特別会計予算との純計額は、歳入二百四十一兆四百二十五億六千八百八十八万円、歳出二百二十八兆七千六百五十八億六千四百六十一万二千元である。

特別会計の数は、平成二十四年度において、「特別会計に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、東日本大震災復興特別会計を新たに設けることとしていることから、前年度から一増加して十八となる。

また、政府関係機関の数は、「株式会社国際協力銀行法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫の部門である国際協力銀行について、その機能を強化し同公庫から独立した政策金融機関とするため、株式会社国際協力銀行を新たに設立することにより、一機関増となり、沖縄振興開発金融公庫ほか三となる。

右の措置は、基礎年金国庫負担の財源として交付国債を発行するなど財政の透明性を損なう内容となつていないこと、マニフェスト施策を始めとする歳出の見直しが徹底されていないこと、震災復興や経済再生への取組が不十分であることなどから、適切な予算とは認め難いので、否決すべきものと議決した。

平成二十四年度一般会計予算

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十四年三月八日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 平田 健二殿

平成二十四年度特別会計予算

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十四年三月八日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 平田 健二殿

平成二十四年度政府関係機関予算
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十四年三月八日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 平田 健二殿

審査報告書

国民健康保険法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十四年四月三日

厚生労働委員長 小林 正夫
参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。
なお、本法施行により、平成二十四年度一般会計予算における国民健康保険の保険給付等に要する費用に対する国庫負担の額は約千五百億円減少すると見込まれている。

国民健康保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十四年三月三十日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 平田 健二殿

(小字及び―は衆議院修正)

国民健康保険法の一部を改正する法律案
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「百分の三十四」を「百分の三十二」に改める。

第七十二条の二第二項中「百分の七」を「百分の九」に改める。

附則第二十一条第一項中「六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く」を「平成二十六年までの間において、附則第六

条第一項の規定による退職被保険者となることのできる者に限る」に改める。

附則第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項及び第二十七条中「平成二十五年度」を「平成二十六年」に改める。

附則第二十八条を削る。

第二条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 費用の負担(第六十九条―第八十一条)」を「第五章 費用の負担(第六十九条―第八十一条)」に改める。

第七十条第一項第一号及び第七十二条第二項第二号中「繰入金」の下に「及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金の合算額」を加える。

第七十二条の四を第七十二条の五とし、同条に見出しとして「特定健康診査等に要する費用の負担」を付し、第七十二条の三の次に次の一条を加える。

第七十二条の四 市町村は、前条第一項の規定に基づき繰り入れる額のほか、政令の定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 国は、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

3 都道府県は、政令の定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

第七十四条中「第七十二条の四」を「第七十二条の四第二項、第七十二条の五」に改める。

第七十五条中「及び第七十二条の四」を、「第七

七十二条の四第三項及び第七十二条の五」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 交付金事業

第八十一条の二 国民健康保険団体連合会は、政令の定めるところにより、国民健康保険の財政の安定化を図るため、その会員である市町村に対して次に掲げる交付金を交付する事業を行うものとする。

一 政令で定める額以下の医療に要する費用を市町村(国民健康保険団体連合会の会員である市町村をいう。以下この条において同じ。)が共同で負担することに伴う交付金

二 前号の政令で定める額を超える高額な医療に要する費用を国、都道府県及び市町村が共同で負担することに伴う交付金

2 国民健康保険団体連合会は、前項の事業に要する費用に充てるため、同項各号に掲げる交付金を交付する事業ごとに、政令で定める方法(同項第一号に掲げる交付金を交付する方法)について、次項の規定により都道府県が特別の方法を定めた場合には、その方法により、市町村から拠出金を徴収する。

3 都道府県は、必要があると認めるときは、第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業について、政令で定める基準に従い、広域化等支援方針において、第六十八条の二第二項第四号に掲げる国民健康保険の財政の安定化

を図るための具体的な施策として、前項の政令で定める方法に代えて、特別の方法を定めることができる。

4 市町村は、第二項の規定による拠出金を納付する義務を負う。

5 国及び都道府県は、政令の定めるところにより、第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る第二項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の四分の一に相当する額をそれぞれ負担する。

6 第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人(以下「指定法人」という。)は、国民健康保険団体連合会からの拠出金その他の当該事業に必要な経費に充てるために支出された金銭を財源として、国民健康保険団体連合会に対して第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業のうち著しく高額な医療に関する給付に係るものについて交付金を交付する事業を行うことができる。

第四百四条中「第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人(以下単に「指定法人」という。)」を「指定法人」に改める。

附則第二十四条から第二十六条までを削る。
附則第二十七条中「平成二十二年度から平成二十六年度までの間の各年度の」を「当分の間、」に、「前条第五項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同条を附則第二十四条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第六条の規定は、平成二十七年四月二日は、平成二十七年四月二日次各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第二条の規定及び附則第六条の規定 平成二十七年四月一日

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「新国保法」という。)の規定は、平成二十四年三月一日以後に行われた療養の給付並びにこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給された入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用並びに平成二十四年度以後の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに同年度以後の介護保険法、平成九年法律第百二十三号)の規定による納付金の納付に要する費用についての国庫負担金及び都道府県調整交付金について適用し、平成二十四年三月一日同日一日前に行われた療養の給付並びに施行日以前に支給された入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び

高額介護合算療養費の支給に要する費用並びに平成二十三年以前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに同年度以前の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用についての国庫負担金及び都道府県調整交付金については、なお従前の例による。

第三条 平成二十四年度における新国保法第七十条第一項の規定により国が市町村又は特別区(以下この条及び次条において単に「市町村」という。)に対して負担する額は、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額の百分の三十二に相当する額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額、第四号に掲げる額から第五号に掲げる額を控除した額、第六号に掲げる額及び第七号に掲げる額の合算額から第八号に掲げる額を控除した額とする。

一 一般被保険者(新国保法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。)に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から新国保法第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び新国保法附則第二十四条第一項の規定による繰入金の合算額の二分の一に相当する額を控除した額

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算前期高齢者納付金(高齢者の医療の確保に関する法律第三十七条第一項の概算前期高齢者納付金をいう。以下同じ。)の額の百分の三十二に相当する額

ロ 平成二十二年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金(高齢者の医療の確保に関する法律第三十七条第一項の確定前期高齢者納付金をいう。以下同じ。)の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額(同条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。)との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

三 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額(高齢者の医療の確保に関する

る法律第三十四条第一項第三号の概算調整対象基準額に退職被保険者等所属割合(新国保法附則第七条第一項第二号に規定する退職被保険者等所属割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。の百分の三十二に相当する額

ロ 平成二十二年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額相当額(高齢者の医療の確保に関する法律第三十五条第一項第三号の確定調整対象基準額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る調整対象基準調整金額(新国保法附則第七条第三項に定める調整対象基準調整金額の算定の例により算定した額をいう。以下同じ。)との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算後期高齢者支援金(高齢者の医療の確保に関する法律百十九条第一項の概算後期高齢者支援金をいう。以下同じ。)の額の百分の三十二に相当する額

ロ 平成二十二年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金(高齢者の医療の確保に関する法律百十九条第一項の確定後期高齢者支援金をいう。以下同じ。)の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額(同条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。)との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

五 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額(概算後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。)の百分の三十二に相当する額

ロ 平成二十二年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額が同年度の退職被保険者等確定後期高齢者支援金相当額(確定後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額が同年度の退職被保険者等確定後期高齢者支援金相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

六 病床転換支援金(高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金をいう。以下同じ。)の額から、当該額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額の百分の三十二に相当する額

七 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算納付金(介護保険法第五十一条第一項の概算納付金をいう。以下同じ。)の額の百分の三十二に相当する額

ロ 平成二十二年度の概算納付金の額が同年度の確定納付金(介護保険法第五十一条

第一項の確定納付金をいう。以下同じ。)の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る調整金額(同条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。)との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算納付金の額が同年度の確定納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

ハ 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算前期高齢者交付金(高齢者の医療の確保に関する法律第三十三条第一項の概算前期高齢者交付金をいう。以下同じ。)の額の百分の三十二に相当する額

ロ 平成二十二年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金(高齢者の医療の確保に関する法律第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金をいう。以下同じ。)の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額(同条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。)との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額	法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十五号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民健康保険法第七十条第三項に規定する基準超過費用額をいう。)の百分の九に相当する額の総額を控除した額とする。	イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額の百分の九に相当する額	ハ 平成二十二年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額
2 一部負担金軽減市町村等(新国保法第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村及び都道府県又は市町村が被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとして市町村をいう。以下同じ。)に対する前項の規定の適用については、同項第一号に掲げる額は、当該一部負担金の割合の軽減又は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部の負担の措置が講ぜられないものとして、政令の定めるところにより算定した同号に掲げる額に相当する額とする。	一 第一項第一号に掲げる額(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額)の百分の九に相当する額 二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算前期高齢者納付金の額の百分の九に相当する額 ロ 平成二十二年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額	ハ 平成二十二年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額 四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算後期高齢者支援金の額の百分の九に相当する額 ロ 平成二十二年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額	五 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額の百分の九に相当する額 ロ 平成二十二年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額が同年度の退職被保険者等確定後期高齢者支援金相当額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額 ハ 平成二十二年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額が同年度の退職被保険者等確定後期高齢者支援金相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額 六 病床転換支援金の額から、当該額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額の百分の九に相当する額
3 平成二十四年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額、第四号に掲げる額から第五号に掲げる額を控除した額、第六号に掲げる額及び第七号に掲げる額の合算額から第八号に掲げる額を控除した額の見込額の総額から、平成二十二年度の基準超過費用額(医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険	法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十五号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民健康保険法第七十条第三項に規定する基準超過費用額をいう。)の百分の九に相当する額の総額を控除した額とする。 一 第一項第一号に掲げる額(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額)の百分の九に相当する額 二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算前期高齢者納付金の額の百分の九に相当する額 ロ 平成二十二年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額 ハ 平成二十二年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額 三 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額	イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額の百分の九に相当する額 ロ 平成二十二年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額 四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算後期高齢者支援金の額の百分の九に相当する額 ロ 平成二十二年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額	ハ 平成二十二年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額 六 病床転換支援金の額から、当該額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額の百分の九に相当する額

七 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算納付金の額の百分の九に相当する額

ロ 平成二十二年度の概算納付金の額が同年度の確定納付金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算納付金の額が同年度の確定納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

八 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算前期高齢者交付金の額の百分の九に相当する額

ロ 平成二十二年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る前期高齢

者交付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

第四条 前条第一項の規定は、平成二十五年度における新国保法第七十条第一項の規定により国が市町村に対して負担する額について準用する。この場合において、前条第一項中「平成二十四年度に」とあるのは「平成二十五年度に」と、同項第二号から第五号まで、第七号及び第八号中「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年」と、「平成二十二年」とあるのは「平成二十三年」と読み替えるものとする。

2 前条第二項の規定は、一部負担金軽減市町村等に対する前項において準用する同条第一項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第一号」とあるのは、「次条第一項において準用する前項第一号」と読み替えるものとする。

3 前条第三項の規定は、平成二十五年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額について準用する。この場合において、前条第三項中「平成二十四年度に」とあるのは「平成二十五年度に」と、「総額から、平成二十二年度の基準超過費用額（医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十五号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一

条の規定による改正前の国民健康保険法第七十条第三項に規定する基準超過費用額をいう。）の百分の九に相当する額の総額を控除した額」とあるのは「（総額」と、同項第一号中「第一項第一号に掲げる額（前項において準用する第一項第一号に掲げる額（同条第二項において準用する前項」と、同項第二号から第五号まで、第七号及び第八号中「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、「平成二十二年」とあるのは「平成二十三年」と読み替えるものとする。

あるのは「（総額」と、同項第一号中「第一項第一号に掲げる額（前項」とあるのは「次条第一項において準用する第一項第一号に掲げる額（同条第二項において準用する前項」と、同項第二号から第五号まで、第七号及び第八号中「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、「平成二十二年」とあるのは「平成二十三年」と読み替えるものとする。

（地方財政法の一部改正）

第五条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「平成二十五年度」を「平成二十六年」に改める。

第六条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第十一条の二ただし書中「減額に係るもの」の下に「及び所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して行うもの、高額医療費共同事業に要する費用に充てるための拠出金の納付に要する経費のうち都道府県の負担に係るもの」を加える。

第三十七条を削り、第三十八条を第三十七条とし、第三十九条を第三十八条とする。

（医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条に次の一項を加える。

2 平成二十二年度につき改正前国保法第六十八条の二第二項の規定により指定を受けた市町村であつて平成二十四年度において前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国保法第七十条第三項に規定する市町村に該当するものに対する前項の規定の適用については、同項後段中「第七十条第五項第二号」とあるのは、「第七十条第三項中「前二項」とあるのは「国民健康保険法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第三条第一項及び第二項」と、「百分の三十四」とあるのは「百分の三十二」と、同条第五項第二号」とする。

（医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条 前条の規定による改正後の医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定は、平成二十四年三月一日以後に行われた療養の給付並びに施行日以後に支給された入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用並びに平成二十四年度の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに同年度の介護保険法の規定による納

付金の納付に要する費用についての国庫負担金について適用し、^{同年三月}同月一日前に行われた療養の給付並びに^{同年四月一日}施行日前に支給された入院時食事療

養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用並びに平成二十三年以前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに同年度以前の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用についての国庫負担金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

両院協議会報告書

平成二十四年度一般会計予算

平成二十四年度特別会計予算

平成二十四年度政府関係機関予算

右については、両院協議会の成案を得なかった。よって報告する。

平成二十四年四月五日

平成二十四年度一般会計
予算外二件両院協議会

参議院協議委員長 衛藤 晟一

参議院議長 平田 健二殿

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「人事官(吉田耕三君)」

賛成者氏名

二〇〇名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 池口 修次君
石井 一君 石橋 通宏君
一川 保夫君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大河原雅子君
大久保 勉君 大久保潔重君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 岡崎トミ子君
加賀谷 健君 加藤 敏幸君
風間 直樹君 金子 恵美君
金子 洋一君 神本美恵子君
川合 孝典君 川上 義博君
川崎 稔君 北澤 俊美君
郡司 彰君 小西 洋之君
小林 正夫君 小見山幸治君
行田 邦子君 奥石 東君
今野 東君 佐藤 公治君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
芝 博一君 主演 了君
榛葉賀津也君 鈴木 寛君
田城 郁君 田中 直紀君
高橋 千秋君 武内 則男君

谷 博之君 谷 亮子君
谷岡 郁子君 玉置 一弥君
ツルギ マルテ君 津田弥太郎君
辻 泰弘君 外山 斎君
徳永 エリ君 徳永 久志君
轟木 利治君 友近 聡朗君
那谷屋正義君 直嶋 正行君
中谷 智司君 中村 哲治君
長浜 博行君 難波 契二君
西村まさみ君 はた ともこ君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
林 久美子君 姫井由美子君
平野 達男君 平山 幸司君
広田 一君 広野ただし君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 藤谷 光信君
藤本 祐司君 藤原 正司君
藤原 良信君 舟山 康江君
前川 清成君 前田 武志君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
松井 孝治君 松浦 大悟君
松野 信夫君 水戸 将史君
水岡 俊一君 室井 邦彦君
森 ゆうこ君 安井美沙子君
柳澤 光美君 柳田 稔君
山根 隆治君 古川 沙織君
米長 晴信君 蓮 舫君
愛知 治郎君 青木 一彦君
赤石 清美君 有村 治子君

石井 準一君 石井 浩郎君
石井みどり君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
衛藤 晟一君 大家 敏志君
大江 康弘君 岡田 広君
加治屋義人君 片山さつき君
片山虎之助君 金子原二郎君
川口 順子君 岸 宏一君
岸 信夫君 北川イツセイ君
熊谷 大君 小泉 昭男君
小坂 憲次君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
佐藤ゆかり君 山東 昭子君
島尻安伊子君 末松 信介君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関口 昌一君 伊達 忠一君
高階恵美子君 谷川 秀善君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
中川 雅治君 中曽根弘文君
中西 祐介君 中原 八一君
中村 博彦君 中山 恭子君
二之湯 智君 西田 昌司君
野上浩太郎君 長谷川 岳君
橋本 聖子君 林 芳正君
福岡 資麿君 藤井 孝男君
藤井 基之君 藤川 政人君
古川 俊治君 牧野たかお君

反対者氏名 秋野 公造君 石川 博崇君 加藤 修一君 木庭健太郎君 竹谷とし子君 長沢 広明君 浜田 昌良君 山口那津男君 山本 博司君 渡辺 孝男君	三七名 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 草川 昭三君 白浜 一良君 谷合 正明君 西田 実仁君 松 あきら君 山本 香苗君 横山 信一君 上野ひろし君	賛成者氏名 江口 克彦君 小野 次郎君 桜内 文城君 寺田 典城君 松田 公太君 井上 哲士君 紙 智子君 山下 芳生君 舛添 要一君	二三八名 足立 信也君 有田 芳生君 石井 一君 一川 保夫君 植松恵美子君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大久保 勉君 大島九州男君 大野 元裕君 加賀谷 健君 風間 直樹君 金子 洋一君	川合 孝典君 川崎 稔君 郡司 彰君 小林 正夫君 行田 邦子君 今野 東君 齋藤 嘉隆君 芝 博一君 榛葉賀津也君 田城 郁君 高橋 千秋君 谷 博之君 谷岡 郁子君 シラシメルテ君 辻 泰弘君 徳永 エリ君 轟木 利治君 那谷屋正義君 中谷 智司君 長浜 博行君 西村まさみ君 羽田雄一郎君 林 久美子君 平野 達男君 広田 一君 福山 哲郎君 藤田 幸久君 藤本 祐司君 藤原 良信君	川上 義博君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 興石 東君 佐藤 公治君 櫻井 充君 主濱 了君 鈴木 寛君 田中 直紀君 武内 則男君 谷 亮子君 玉置 一弥君 津田弥太郎君 外山 斎君 徳永 久志君 友近 聡朗君 直嶋 正行君 中村 哲治君 難波 奨二君 はた ともこ君 白 眞勲君 姫井由美子君 平山 幸司君 広野ただし君 藤末 健三君 藤谷 光信君 藤原 正司君 舟山 康江君	前川 清成君 牧山ひろえ君 松井 孝治君 松野 信夫君 水岡 俊一君 森 ゆうこ君 柳澤 光美君 山根 隆治君 米長 晴信君 愛知 治郎君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 みどり君 磯崎 陽輔君 岩井 茂樹君 宇都 隆史君 衛藤 晟一君 大江 康弘君 岡田 広君 片山さつき君 金子原二郎君 岸 宏一君 北川イツセイ君 小泉 昭男君 鴻池 祥肇君 佐藤 正久君 山東 昭子君 末松 信介君 世耕 弘成君	松村 新平君 松村 龍二君 丸川 珠代君 三原じゅん子君 溝手 顕正君 森 まさこ君 山崎 正昭君 山谷えり子君 山本 順三君 義家 弘介君 脇 雅史君 福島みずほ君 山内 徳信君 自見庄三郎君 森田 高君 横峯 良郎君 尾辻 秀久君	松村 祥史君 松山 政司君 丸山 和也君 水落 敏栄君 宮沢 洋一君 山崎 力君 山田 俊男君 山本 一太君 吉田 博美君 若林 健太君 渡辺 猛之君 又市 征治君 吉田 忠智君 浜田 和幸君 平山 誠君 糸数 慶子君 長谷川大紋君	国家公務員等の任命に関する件「国地方係争処理 委員会委員(小早川光郎君、高橋寿一君、渡井理 佳子君及び篠崎由紀子君)及び中央社会保険医療 協議会委員(牛丸聡君)」	前田 武志君 増子 輝彦君 松浦 大悟君 水戸 将史君 室井 邦彦君 安井美沙子君 柳田 稔君 吉川 沙織君 蓮 舩君 青木 一彦君 有村 治子君 石井 浩郎君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 岩城 光英君 上野 通子君 大家 敏志君 岡田 直樹君 加治屋義人君 片山虎之助君 川口 順子君 岸 信夫君 熊谷 大君 小坂 憲次君 佐藤 信秋君 佐藤ゆかり君 島尻安伊子君 鈴木 政二君 関口 昌一君

伊達 忠一君	高階恵美子君	松 あきら君	山口那津男君	江崎 孝君	江田 五月君	西村まさみ君	はた ともこ君		
谷川 秀善君	塚田 一郎君	山本 香苗君	山本 博司君	小川 勝也君	小川 敏夫君	羽田雄一郎君	白 眞勲君		
鶴保 庸介君	中川 雅治君	横山 信一君	渡辺 孝男君	尾立 源幸君	大河原雅子君	林 久美子君	姫井由美子君		
中曽根弘文君	中西 祐介君	上野ひろし君	江口 克彦君	大久保 勉君	大久保潔重君	平野 達男君	平山 幸司君		
中原 八一君	中村 博彦君	小熊 慎司君	小野 次郎君	大島九州男君	大塚 耕平君	広田 一君	広野ただし君		
中山 恭子君	二之湯 智君	川田 龍平君	桜内 文城君	大野 元裕君	岡崎トミ子君	福山 哲郎君	藤末 健三君		
西田 昌司君	野上浩太郎君	柴田 巧君	寺田 典城君	加賀谷 健君	加藤 敏幸君	藤田 幸久君	藤谷 光信君		
長谷川 岳君	橋本 聖子君	中西 健治君	松田 公太君	風間 直樹君	金子 恵美君	藤本 祐司君	藤原 正司君		
林 芳正君	福岡 資麿君	水野 賢一君	井上 哲士君	金子 洋一君	神本美恵子君	藤原 良信君	舟山 康江君		
藤井 孝男君	藤井 基之君	市田 忠義君	紙 智子君	川合 孝典君	川上 義博君	前川 清成君	増子 輝彦君		
藤川 政人君	古川 俊治君	大門実紀史君	山下 芳生君	川崎 稔君	北澤 俊美君	松井 孝治君	松浦 大悟君		
牧野たかお君	松下 新平君	福島みずほ君	又市 征治君	郡司 彰君	小西 洋之君	松野 信夫君	水戸 将史君		
松村 祥史君	松村 龍二君	山内 徳信君	吉田 忠智君	小林 正夫君	小見山幸治君	水岡 俊一君	森 ゆうこ君		
松山 政司君	丸川 珠代君	自見庄三郎君	浜田 和幸君	行田 邦子君	奥石 東君	柳澤 光美君	安井美沙子君		
丸山 和也君	三原じゅん子君	森田 高君	荒井 広幸君	今野 東君	佐藤 公治君	山根 隆治君	吉川 沙織君		
水落 敏榮君	溝手 顕正君	舩添 要一君	平山 誠君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	米長 晴信君	蓮 舩君		
宮沢 洋一君	森 まさこ君	横峯 良郎君	糸数 慶子君	芝 博一君	主濱 了君	愛知 治郎君	青木 一彦君		
山崎 力君	山崎 正昭君	尾辻 秀久君	長谷川大紋君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	赤石 清美君	有村 治子君		
山田 俊男君	山谷えり子君	反対者氏名		田城 郁君	田中 直紀君	石井 準一君	石井 浩郎君		
山本 一太君	山本 順三君			高橋 千秋君	武内 則男君	磯崎 陽輔君	磯崎 仁彦君		
吉田 博美君	義家 弘介君	賛成者氏名		谷 博之君	谷 亮子君	岩井 茂樹君	岩城 光英君		
若林 健太君	脇 雅史君			谷岡 郁子君	津田弥太郎君	宇都 隆史君	上野 通子君		
渡辺 猛之君	秋野 公造君	国家公務員等の任命に関する件「国地方係争処理 委員会委員(牧原出君)」		ヅルキンマルティン君	外山 斎君	衛藤 晟一君	大家 敏志君		
荒木 清寛君	石川 博崇君			辻 泰弘君	徳永 久志君	大江 康弘君	岡田 直樹君		
魚住裕一郎君	加藤 修一君	賛成者氏名		徳永 エリ君	友近 聡朗君	岡田 広君	加治屋義人君		
草川 昭三君	木庭健太郎君			轟木 利治君	直嶋 正行君	片山さつき君	片山虎之助君		
白浜 一良君	竹谷とし子君	賛成者氏名		那谷屋正義君	中村 哲治君				
谷合 正明君	長沢 広明君			中谷 智司君	難波 奨二君				
西田 実仁君	浜田 昌良君	賛成者氏名		長浜 博行君					
				植松恵美子君					
		賛成者氏名		梅村 聡君					

ツルネン マルティ君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	外山 斎君
徳永 エリ君	徳永 久志君
轟木 利治君	友近 聡朗君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
中谷 智司君	中村 哲治君
長浜 博行君	難波 奨二君
西村まさみ君	はたとこ君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
林 久美子君	姫井由美子君
平野 達男君	平山 幸司君
広田 一 君	広野ただし君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤田 幸久君	藤谷 光信君
藤本 祐司君	藤原 正司君
藤原 良信君	舟山 康江君
前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
松井 孝治君	松浦 大悟君
松野 信夫君	水戸 将史君
水岡 俊一君	室井 邦彦君
森 ゆうこ君	安井美沙子君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山根 隆治君	吉川 沙織君
米長 晴信君	蓮 舩君
片山さつき君	山本 順三君
自見庄三郎君	浜田 和幸君
森田 高君	平山 誠君
横峯 良郎君	

反対者氏名

一二七名

愛知 治郎君	青木 一彦君
赤石 清美君	有村 治子君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井みどり君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
岩井 茂樹君	岩城 光英君
宇都 隆史君	上野 通子君
衛藤 晟一君	大家 敏志君
大江 康弘君	岡田 直樹君
岡田 広君	加治屋義人君
片山虎之助君	金子原二郎君
川口 順子君	岸 宏一君
岸 信夫君	北川イッセイ君
熊谷 大君	小泉 昭男君
小坂 憲次君	鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
佐藤ゆかり君	山東 昭子君
島尻安伊子君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	伊達 忠一君
高階恵美子君	谷川 秀善君
塚田 一郎君	鶴保 康介君
中川 雅治君	中曽根弘文君
中西 祐介君	中原 八一君
中村 博彦君	中山 恭子君
二之湯 智君	西田 昌司君
野上浩太郎君	長谷川 岳君
橋本 聖子君	林 芳正君

福岡 資麿君	藤井 孝男君
藤井 基之君	藤川 政人君
古川 俊治君	牧野たかお君
松下 新平君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三原じゅん子君	水落 敏榮君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君
森 まさこ君	山崎 力君
山崎 正昭君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
吉田 博美君	義家 弘介君
若林 健太君	脇 雅史君
渡辺 猛之君	秋野 公造君
荒木 清寛君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	加藤 修一君
草川 昭三君	木庭健太郎君
白浜 一良君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
西田 実仁君	浜田 昌良君
松 あきら君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	渡辺 孝男君
上野ひろし君	江口 克彦君
小熊 慎司君	小野 次郎君
川田 龍平君	桜内 文城君
柴田 巧君	寺田 典城君
中西 健治君	松田 公太君
水野 賢一君	井上 哲士君

市田 忠義君	紙 智子君
大門実紀史君	山下 芳生君
福島みずほ君	又市 征治君
山内 徳信君	吉田 忠智君
荒井 広幸君	舩添 要一君
糸数 慶子君	尾辻 秀久君
長谷川大紋君	

平成二十四年度一般会計予算
平成二十四年度特別会計予算
平成二十四年度政府関係機関予算

賛成者(白色票)氏名

足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	池口 修次君
石井 一君	石橋 通宏君
一川 保夫君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聡君
江崎 孝君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大河原雅子君
大久保 勉君	大久保潔重君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	岡崎トミ子君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 恵美君
金子 洋一君	神本美恵子君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小西 洋之君

小林 正夫君	小見山幸治君
行田 邦子君	輿石 東君
今野 東君	佐藤 公治君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	主濱 了君
樺葉賀津也君	鈴木 寛君
田城 郁君	田中 直紀君
高橋 千秋君	武内 則男君
谷 博之君	谷 亮子君
谷岡 郁子君	玉置 一弥君
ヰルキンメルテ君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	外山 斎君
徳永 エリ君	徳永 久志君
藤本 利治君	友近 聡朗君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
中谷 智司君	中村 哲治君
長浜 博行君	難波 奨二君
西村まさみ君	はた ともこ君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
林 久美子君	姫井由美子君
平野 達男君	平山 幸司君
広田 一君	広野ただし君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤田 幸久君	藤谷 光信君
藤本 祐司君	藤原 正司君
藤原 良信君	舟山 康江君
前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
松井 孝治君	松浦 大悟君

反対者(青色票)氏名

二九名

松野	信夫君	水戸	將史君
森	ゆうこ君	室井	邦彦君
柳澤	光美君	安井美沙子君	
山根	隆治君	柳田	稔君
米長	晴信君	吉川	沙織君
龜井亜紀子君		蓮	舩君
浜田	和幸君	自見庄三郎君	
平山	誠君	森田	高君
		横峯	良郎君

愛知	治郎君	青木	一彦君
赤石	清美君	有村	治子君
石井	準一君	石井	浩郎君
石井	みどり君	磯崎	仁彦君
磯崎	陽輔君	猪口	邦子君
岩井	茂樹君	岩城	光英君
宇都	隆史君	上野	通子君
衛藤	晟一君	大家	敏志君
大江	康弘君	岡田	直樹君
岡田	広君	加治屋義人君	
片山	さつき君	片山虎之助君	
金子原	二郎君	川口	順子君
岸	宏一君	岸	信夫君
北川	イツセイ君	熊谷	大君
小泉	昭男君	小坂	憲次君
鴻池	祥肇君	佐藤	信秋君
佐藤	正久君	佐藤ゆかり君	
山東	昭子君	島尻安伊子君	

末松	信介君	鈴木	政二君
世耕	弘成君	関口	昌一君
伊達	忠一君	高階	恵美子君
谷川	秀善君	塚田	一郎君
鶴保	庸介君	中川	雅治君
中曾根	弘文君	中西	祐介君
中原	八一君	中村	博彦君
中山	恭子君	二之湯	智君
西田	昌司君	野上	浩太郎君

林	芳正君	福岡	資麿君
藤井	孝男君	藤井	基之君
藤川	政人君	古川	俊治君
牧野	たかお君	松下	新平君
松村	洋史君	松村	龍二君
松山	政司君	丸川	珠代君
丸山	和也君	三原	じゅん子君
水落	敏榮君	溝手	顕正君
宮沢	洋一君	森	まさこ君
山崎	力君	山崎	正昭君
山田	俊男君	山谷	えり子君
山本	一太君	山本	順三君
吉田	博美君	義家	弘介君
若林	健太君	脇	雅史君
渡辺	猛之君	秋野	公造君
荒木	清寛君	石川	博崇君
魚住	裕一郎君	加藤	修一君
草川	昭三君	木庭	健太郎君
白浜	一良君	竹谷	とし子君

贊成者氏名

二二九名

谷合	正明君	長沢	広明君
西田	実仁君	浜田	昌良君
松	あきら君	山口	那津男君
山本	香苗君	山本	博司君
横山	信一君	渡辺	孝男君
上野	ひろし君	江口	克彦君
小熊	慎司君	小野	次郎君
川田	龍平君	桜内	文城君
柴田	巧君	寺田	典城君
中西	健治君	松田	公太君
水野	賢一君	井上	哲土君
市田	忠義君	紙	智子君
大門	実紀史君	山下	芳生君
福島	みずほ君	又市	征治君
山内	徳信君	吉田	忠智君
荒井	広幸君	舛添	要一君
糸数	慶子君	尾辻	秀久君
長谷川	大紋君		

足立	信也君	相原久美子君
有田	芳生君	池口 修次君
石井	一君	石橋 通宏君
一川	保夫君	岩本 司君
植松恵美子君		梅村 聡君
江崎 孝君		江田 五月君
小川 勝也君		小川 敏夫君

尾立	源幸君	大河原雅子君
大久保	勉君	大久保潔重君
大島九州男君		大塚 耕平君
大野 元裕君		岡崎トミ子君
加賀谷 健君		加藤 敏幸君
風間 直樹君		金子 恵美君
金子 洋一君		神本美恵子君
川合 孝典君		川上 義博君
川崎 稔君		北澤 俊美君
郡司 彰君		小西 洋之君
小林 正夫君		小見山幸治君
行田 邦子君		輿石 東君
今野 東君		佐藤 公治君
斎藤 嘉隆君		櫻井 充君
芝 博一君		主濱 了君
榛葉賀津也君		鈴木 寛君
田城 郁君		田中 直紀君
高橋 千秋君		武内 則男君
谷 博之君		谷 亮子君
谷岡 郁子君		玉置 一弥君
ツルン マルティン君		津田弥太郎君
辻 泰弘君		外山 斎君
徳永 エリ君		徳永 久志君
轟木 利治君		友近 聡朗君
那谷屋正義君		直嶋 正行君
中谷 智司君		中村 哲治君
長浜 博行君		難波 樊二君
西村まさみ君		はた ともこ君
羽田雄一郎君		白 眞勲君

林 久美子君	姫井由美子君	北川イツセイ君	熊谷 大君	渡辺 猛之君	秋野 公造君	中国の新潟総領事館建設に係る民有地取得に関する質問主意書
平野 達男君	平山 幸司君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	荒木 清寛君	石川 博崇君	右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
広田 一君	広野ただし君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	魚住裕一郎君	加藤 修一君	平成二十四年三月二十一日
福山 哲郎君	藤末 健三君	佐藤 正久君	佐藤ゆかり君	草川 昭三君	木庭健太郎君	参議院議長 平田 健二殿
藤田 幸久君	藤谷 光信君	山東 昭子君	島尻安伊子君	白浜 一良君	竹谷とし子君	佐藤 正久
藤本 祐司君	藤原 正司君	末松 信介君	鈴木 政二君	谷合 正明君	長沢 広明君	
藤原 良信君	舟山 康江君	世耕 弘成君	関口 昌一君	西田 実仁君	浜田 昌良君	
前川 清成君	前田 武志君	伊達 忠一君	高階恵美子君	松 あきら君	山口那津男君	
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	谷川 秀善君	塚田 一郎君	山本 香苗君	山本 博司君	
松井 孝治君	松浦 大悟君	鶴保 庸介君	中川 雅治君	横山 信一君	渡辺 孝男君	
松野 信夫君	水戸 将史君	中曾根弘文君	中西 祐介君	上野ひろし君	江口 克彦君	
水岡 俊一君	室井 邦彦君	中原 八一君	中村 博彦君	小熊 慎司君	小野 次郎君	
森 ゆうこ君	安井美沙子君	中山 恭子君	二之湯 智君	川田 龍平君	桜内 文城君	
柳澤 光美君	柳田 稔君	西田 昌司君	野上浩太郎君	柴田 巧君	寺田 典城君	
山根 隆治君	古川 沙織君	長谷川 岳君	橋本 聖子君	中西 健治君	松田 公太君	
米長 晴信君	蓮 舫君	林 芳正君	福岡 資麿君	水野 賢一君	亀井亜紀子君	
愛知 治郎君	青木 一彦君	藤井 孝男君	藤井 基之君	自見庄三郎君	浜田 和幸君	
赤石 清美君	有村 治子君	藤川 政人君	古川 俊治君	森田 高君	荒井 広幸君	
石井 準一君	石井 浩郎君	牧野たかお君	松下 新平君	外添 要一君	平山 誠君	
石井みどり君	磯崎 仁彦君	松村 祥史君	松村 龍二君	横峯 良郎君	尾辻 秀久君	
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	松山 政司君	丸川 珠代君	長谷川大紋君		
岩井 茂樹君	岩城 光英君	丸山 和也君	三原じゅん子君			
宇都 隆史君	上野 通子君	水落 敏栄君	溝手 顕正君			
衛藤 晟一君	大家 敏志君	宮沢 洋一君	森 まさこ君			
大江 康弘君	岡田 直樹君	山崎 力君	山崎 正昭君			
岡田 広君	加治屋義人君	山田 俊男君	山谷えり子君			
片山さつき君	片山虎之助君	山本 一太君	山本 順三君			
金子原二郎君	川口 順子君	吉田 博美君	義家 弘介君			
岸 宏一君	岸 信夫君	若林 健太君	脇 雅史君			

反対者氏名

井上 哲士君	市田 忠義君	一〇名
紙 智子君	大門実紀史君	
山下 芳生君	福島みずほ君	
又市 征治君	山内 徳信君	
吉田 忠智君	糸数 慶子君	

中国の新潟総領事館建設に係る民有地取得に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年三月二十一日

参議院議長 平田 健二殿

佐藤 正久

中国の新潟総領事館建設に係る民有地取得に関する質問主意書

自由民主党の小野寺五典衆議院議員が本年三月七日に提出した「中国の新潟総領事館による土地取得に関する質問主意書」(質問第一二二二号)に対する本年三月十六日付けの答弁書(内閣衆質一八〇第一二二二号)において、政府は中国が取得した在新潟総領事館建設に係る民有地の地番、規模等について把握している旨を述べている。

また、前記の質問主意書に関連して、本年三月六日、小野寺衆議院議員が、外務省に対し、当該土地の地番、規模等を問い合わせたところ、外務省からは、民間同士の契約ゆえ詳細を明らかにしない旨の回答があったとのことである。

これらの点を踏まえ、以下質問する。

一 中国は新潟市に既に総領事館を開設しており、ウィーン条約で規定されている領事館設置に関する接受国同意は不要であるとされている。しかしながら、新たに取得する土地・建物の規模によつては、接受国による警備計画の変更等も必要になると考えるが、今回の土地取得に関して、中国側から事前に外務省に対して、

情報提供や調整は行われたのか、明らかにされたい。併せて、外務省は、当該土地の地番、規模等について、いつ把握したのか具体的に明らかにされたい。

二 外務省は、本年二月一日に開催された自由民主党・外交部会において、平成二十三年六月から七月にかけて、地元住民の理解を得るよう中国側に申入れを行ったと説明している。これらの申入れは、その後も引き続き行われたのか。

三 当該土地の地番、規模等について、何ら情報が開示されない現状に鑑みれば、中国側による地元住民の理解を得る努力が行われたとは言いがたい。地元住民の理解を得ることは困難であると思わざるを得ないが、政府の見解如何。右質問する。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員佐藤正久君提出中国の新潟総領事館建設に係る民有地取得に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出中国の新潟総領事館建設に係る民有地取得に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの土地の売買契約の締結に至る過程において、中国側から外務省に対し、事前に情報の提供及び調整の申入れは行われなかった。外

務省は、本年一月に在京中国大使館から、当該土地に関して免税を求める申請がなされたことにより、当該土地の地番、規模等を把握したものである。

二について

中国側に対し、平成二十三年七月以降も、総領事館を建設するための土地の取得について地元住民の理解を得るよう申入れを行っているとある。

三について

政府としては、総領事館を建設するための土地の取得について、中国側が地元住民の理解を得ていくことが不可欠と考えており、中国側に申し、引き続き申入れを行っていく考えである。なお、御指摘の土地の地番は、先の答弁書（平成二十四年三月十六日内閣衆質一八〇第一二二号）について述べたとおりである。

東日本大震災に関する会議の議事録の不作成に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年三月二十三日

平山 誠

参議院議長 平田 健二殿

東日本大震災に関する会議の議事録の不作成に関する再質問主意書

平成二十四年二月一日に提出した「東日本大震災

災に関わる会議の議事録の不作成に関する質問主意書（第百八十回国会質問第九号）に対する答弁書（内閣参質一八〇第九号）を同年二月十日に受領したが、明確な答弁がなされていないことから、以下、質問の趣旨を明確にして再度質問する。

一 前記答弁書には「震災関連会議」の範囲が必ずしも明らかではない」とあるが、政府は、東日本大震災に対応するために開催された会議をすべて把握できていないということか。

二 震災関連会議の開催実績について、前記答弁書には「調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である」とある。しかしながら、議事録及び議事要旨が作成・保存されていないことは国家・国民にとってどれほど損失が大きいかという点を考慮すれば、二度と議事録等が作成されないといった過ちを繰り返さないようにするとともに、今後、何を記録に残すべきかを明確にするために、いくら時間が掛かるうとも調査をすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 前記答弁書には「公文書等の管理に関する法律が適用される会議」の意味するところが必ずしも明らかではないとあるが、これは「行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程及び実績が把握できる文書の作成が求められている」会議について、政府は判断できていないということか。

四 震災関連会議の議事録及び議事要旨が作成・保存されていないことについて、その責任を明確化する必要がある。公文書等の管理に関する法律には罰則規定はないが、国家公務員法上の懲戒処分または罰則は適用されるはずである。誰がどのような責任を負うこととなるのか示されたい。また、懲戒処分または罰則が適用されない場合、その理由を明らかにされたい。

五 日本の国立公文書館の職員数は定員四千七名であり、米国の約二千五百名、英国の約六百名などと比べて非常に少ない。議事録・議事要旨を作成しても、国民が公文書を閲覧しやすい環境が整備されなければ意味がない。国立公文書館の体制の充実が急務と考えるが、政府の見解を示されたい。右質問する。

平成二十四年四月三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員平山誠君提出東日本大震災に関する会議の議事録の不作成に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員平山誠君提出東日本大震災に関する会議の議事録の不作成に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、東日本大震災に対応するために設置された会議等の意思決定の過程及び実績を跡付ける文書の作成及び保存は現在及び

将来の国民に説明する責務を果たすために極めて重要なものであるとの考え方の下、先の答弁書(平成二十四年二月十日内閣参質一八〇第九号)一及び二について述べた「東日本大震災に対応するために設置された会議等の議事内容の記録の作成・保存状況調査」により、これらの会議等の議事内容の記録の作成状況を調査したところである。政府としては、この調査の結果を踏まえ、これらの会議等において必ずしも議事内容の記録が作成されていなかった原因を分析し、改善策を講じていく考えである。また、これらの会議等の開催実績が分かる議事概要等については、既に関係府省等のホームページにおいて公表しているところである。

三について

公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理法」という。)においては、公文書管理法第四条第二号に規定する会議の決定又は了解及びその経緯についての文書など行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程及び実績が把握できる文書の作成が求められているものの、特定の会議であることをもってその議事録又は議事概要の作成が一律に求められるものではない。

四について

公文書管理法においては、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程及び実績が把握できる文書の作成が求められているものの、議事録又は議事概要の作成が一律に求められて

いるものではなく、また、事後に作成することでも許容されており、一及び二について述べた会議等の議事録又は議事概要が作成されていなかったことをもって公文書管理法第四条に違反するものではない。

なお、政府としては、これらの会議等の議事内容の記録を残すことが極めて重要との考え方の下、これらの会議等のうち議事録及び議事概要が作成されていなかったものについて議事概要を作成したところであり、一及び二について述べたとおり、原因を分析し、改善策を講じていく考えである。

五について

独立行政法人国立公文書館については、公文書管理法第二十三条の規定に基づき、特定歴史公文書等を積極的に国民の利用に供するべく、必要な体制の充実に努めてまいりたい。

関西電力大飯原発三・四号機の再稼働問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年三月二十三日

福島みずほ

参議院議長 平田 健二殿

関西電力大飯原発三・四号機の再稼働問題に関する質問主意書

政府は、ストレステストの一次評価について、

原子力安全・保安院及び原子力安全委員会が検討し妥当と判断した後に、総理大臣を含む四大臣による安全確認を行い、地元の理解・合意を得た上で、現在停止している関西電力大飯原発三・四号機を再稼働させる最終的な政治判断を行うというプロセスを検討している。

東京電力福島第一原子力発電所事故の真の原因究明などがいまだ終わっていない状況の下で、安易に再稼働を認めるべきではないとの立場から、以下質問する。

一 ストレステストの一次評価及び二次評価について

政府は昨年七月十一日、三大臣が原発の安全性確認に関する見解を発表し、その中でいわゆるストレステストの一次評価において再稼働の可否を判断するとした。

しかし、班目原子力安全委員会委員長が経済産業大臣に対して発した要請文書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する報告について」(平成二十三年七月六日付け二三安委決第七号)には、一次評価と二次評価の区別はなかった。また、班目委員長は、記者会見などの場で、「一次評価だけでは安全性は確認できない」、「諸外国でストレステストを運転再開のは非みたくないものに使っている国はない」と繰り返し述べていた。ストレステストについては、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部の発電用原子

炉施設の安全性に関する総合的評価に係る意見聴取会においても、一次評価と二次評価を合わせた評価が必要だという意見が出ている。また、原子力安全委員会が設置した発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価検討会においても、シビアアクシデント防止策について、隣接号機がシビアアクシデントに至っている想定、すなわち二次評価で行うとされている想定が問題となる旨の意見が出ている。

さらに、二次評価については、原子力安全・保安院から、電気事業者に対し、昨年末までに報告を行うよう指示が出ているが、現在に至るまで、どの電気事業者からも報告はない。

1 班目委員長が記者会見などの場で「一次評価だけでは安全性は確認できない」と述べている点に鑑みれば、一次評価により再稼働の可否を判断することはできないのではないのか。

2 二次評価の報告について、期限から三か月近く過ぎても電気事業者から報告がないのはなぜか。また、このような状況に対して、政府はどのように対処するつもりか。

二 耐震バックチェックの制御棒挿入性評価及び活断層の運動評価について

三月十三日に開催された原子力安全委員会の第五回発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価検討会において原子力安全・保安院が「総検第五―三号」として示した資料の中には、久木田委員の質問に対する回答として「制御棒

の挿入性について」との項目があり、「関西電力は、大飯三、四号機の耐震バックチェックにおける制御棒挿入性評価を進めていたところ、その評価が完了したとしており、その結果については、許容値二・二秒に対して一・八八秒(地震による遅れ時間〇・二三秒)で挿入されるとしている(添付一・二)とある。この「添付一・二」の資料(計一頁)には一・八八秒という数値を含む評価結果表が示されているが、それには日付も出所も書かれていない。

同検討会の速記録によると、原子力安全・保安院安全審査課の説明者は、「制御棒挿入性の評価が二月下旬ぐらいに完了したということで今回、私どもその結果を聞き取りいたしましたので、その結果を添付二ということで記載してございます」と述べている。

大飯原発三・四号機の耐震バックチェックについては、関西電力は二〇〇九年十二月までに制御棒挿入性を含む構造設計について中間報告を提出し、その後、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の耐震構造設計小委員会における一年近い審議を経て、原子力安全・保安院は、二〇一〇年十一月二十九日に評価書をまとめている。制御棒挿入性評価について、中間報告では、基準地震動Ssにおける発生値は二・一六秒とされ、これが評価基準値二・二秒と比較されており、原子力安全・保安院も、これらの数値に基づいて評価を行っていた。

1 原子力安全委員会の第五回発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価検討会において原子力安全・保安院が「総検第五―三号」として示した資料の中の「添付一・二」の資料について、出典、作成者、日付及び作成の意図を明らかにされたい。

2 前記一の「添付一・二」の資料に関するデータについて、原子力安全・保安院は、いつ、誰から、どの部署が入手し、どのような説明を受けたのか。

3 前記一の「添付一・二」の資料について、原子力安全・保安院は、どのような審査、検討を行ったのか。

4 大飯原発三・四号機の耐震バックチェックの中間報告では、制御棒挿入の評価値は二・一六秒とされ、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の耐震構造設計小委員会での審議を経て、当該数値は評価書にも盛り込まれた。この二・一六秒という数値は、現在も有効な値か。

5 原子力安全・保安院は、原子力安全委員会の第五回発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価検討会において、制御棒挿入時間について、なぜ二・一六秒ではなく一・八八秒と示したのか。耐震バックチェックの審議及び評価を否定したのか。

6 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の意見聴取会では、委員全員が、関西

電力に対し、大飯原発三・四号機の耐震安全評価に際しては、発電所周辺のF〇A断層、F〇B断層及び熊川断層の三つの断層の運動も考慮すべきとの意見を出している。三つの断層の運動を評価した場合、制御棒挿入性評価において、地震による発生値が許容値を上回る可能性がある。耐震安全評価を行うに当たっては、三つの断層の運動も考慮させるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

7 三つの断層の運動を考慮した場合、地震時の制御棒の挿入時間が、基準評価値を上回る可能性がある。その場合には、当該原子力発電所の運転はできないということで間違いないか。

三 大飯原発三・四号機の再稼動に関わる地元合意の範囲について

原発再稼動に際して地元合意が必要な対象の中には、少なくとも防災協定を結ぶ自治体が含まれると考えるがいかがか。福井県小浜市、滋賀県及び京都府は含まれるか。

四 ストレステストの判断基準と地震による配管・機器の破損の可能性について

ストレステストの二次評価の判断基準として、原子力安全・保安院は審査書において、「同(福島第二)原子力発電所事故のような状況にならないことを技術的に確認する」としている。

1 東京電力福島第一原子力発電所事故の実態は十分に把握されていない現状にある。同事

故において配管や機器が地震により破損した可能性について、実態調査に基づく判断はできず、否定することはできないのではないか。

2 東京電力福島第一原子力発電所・一号機の入口付近で、東日本大震災当日の十七時五十分以降に線量計が振り切れた原因について、政府の事故調査・検証委員会の中間報告の百四頁では、「原子炉圧力容器内の核燃料から通常よりも多くの放射性物質が放出され、それが建屋内に漏洩したということ以外に考え難い」と述べている。その場合、原子炉圧力容器内の放射性物質が格納容器外に放出されるルートとしては、非常用復水器(IRC)系配管の破損以外に考え難いのではないか。他にどのようなものが考えられるのか、具体的に示されたい。

3 前記2について、仮に圧力容器内の放射能により線量計が振り切れたとする場合、ガンマ線が分厚いコンクリート壁などを突き抜けて、それだけの影響を与える確証はあるか。また、前記2のとおり、この時点で原子炉停止から約三時間が経過しているため、放射能レベルは通常運転中の同レベルよりはるかに低いはずであるが、通常運転中に運転員が入り入る際に、線量計が振り切れることはよくあるのか。

右質問する。

平成二十四年四月三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員福島みずほ君提出関西電力大飯原発三・四号機の再稼働問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出関西電力大飯原発三・四号機の再稼働問題に関する質問に対する答弁書

一の1について

定期検査で停止中の原子力発電所の安全性については、平成二十三年七月十一日に内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣において取りまとめた「我が国原子力発電所の安全性の確認について（ストレステストを参考にした安全評価の導入等）」（以下「三大臣取りまとめ」という。）において、安全上重要な施設・機器等が設計上の想定を超える事象に対し、どの程度の安全裕度を有するのかという点について、欧州諸国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続やルールに基づく安全評価（以下「一次評価」という。）を原子力事業者が行い、その評価結果について、経済産業省原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）が確認し、更に内閣府原子力安全委員会（以下「原子力安全委員会」という。）がその確認の妥当性を確認することとなっている。これらの確認を行った上で、定期検査で停止中の原子力発電所の運

転再開については、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣（以下「四大臣」という。）が、住民の理解や国民の信頼が得られているかという点も踏まえ、その可否を総合的に判断していくとしている。

他方、三大臣取りまとめにおいて実施することとしている総合的な安全評価（以下「二次評価」という。）については、運転再開の可否とは別に、各原子力発電所の安全性・信頼性の継続的な向上を図るために行われるものであり、班目原子力安全委員会委員長においては、こうした観点から、二次評価によって不断の信頼性の向上に取り組むことが重要である旨を発言したものと承知している。

一の2について

二次評価については、保安院において、平成二十三年七月十二日に、各事業者に対して、同年内をめどにその結果を報告するよう要請しているが、各事業者において評価が終了していないため、報告がなされていないものと承知している。保安院においては、一次評価を含めて各事業者の作業状況を確認しつつ、その進捗を促しているところである。

二の1から3までについて

お尋ねについては、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）において、関西電力の大飯発電所の第三号機及び第四号機（以下「大飯三・四号機」という。）について、平成十八年の改訂後の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査

指針」（平成十八年九月十九日原子力安全委員会決定）等を踏まえた既設の原子力施設の耐震安全性の確認（以下「耐震バックチェック」という。）を行っており、その最終報告に向けて制御棒の挿入に要する時間（以下「制御棒挿入性」という。）に係る詳細な評価を進めていたところ、保安院原子力発電安全審査課の担当者において、平成二十四年三月八日に、当該評価の結果及びそれに対する関西電力の考え方について、関西電力の担当者から説明を受け、その内容について御指摘の資料を作成したものであり、同月十三日に開催された発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価検討会（以下「原子力安全委員会評価検討会」という。）においてもその旨を説明している。また、保安院においては、当該評価結果における制御棒挿入性の値の算定方法について、関西電力から説明を受けているが、その値の妥当性については確認していない。

二の4及び5について

御指摘の「一・一六秒」という値は、大飯三・四号機に係る耐震バックチェックの中間報告において、制御棒挿入性が許容値を満たすことを確認するため、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の耐震・構造設計小委員会において了承された簡便な方法により、関西電力において算定した制御棒挿入性の値である。保安院においては、当該中間報告の内容を評価し、同小委員会における審議を踏まえ、平成二

十二年十一月二十九日に、関西電力の中間報告の内容を妥当であると判断している。他方、御指摘の「一・一八八秒」という値は、関西電力において、耐震バックチェックの最終報告に向けて、より詳細な方法により算出した値であり、原子力安全委員会評価検討会において原子力安全委員会委員から制御棒挿入性に係る検討結果について説明を求められたことを受け、参考情報としてお示ししたものである。

二の6及び7について

保安院においては、平成二十四年三月二十八日に、御指摘の意見聴取会において、関西電力が御指摘の三つの断層の運動も考慮した地震動を最大で七百六十ガルであると算定したことについて、妥当であると評価しており、今後、大飯三・四号機に係る耐震バックチェックにおいて、当該地震動による評価が実施されるものと承知している。なお、関西電力においては、大飯三・四号機の一次評価において、過去に独立行政法人原子力安全基盤機構が実機試験体を用いて実施した制御棒挿入性に関する耐震機能限界試験の結果から、約千五百六十ガルの地震動に対しても制御棒が全挿入されることを確認しており、保安院において、その評価結果について確認している。

三について

政府としては、定期検査で停止中の原子力発電所の運転再開については、一次評価を事業者が行い、これを保安院が確認し、更にその確認

の妥当性を原子力安全委員会が確認した上で四大臣が、住民の理解や国民の信頼が得られているかという点も踏まえ、その可否を総合的に判断していくこととしており、お尋ねの「原発再稼動に際して地元合意が必要な対象」の範囲について、あらかじめ具体的な自治体名をお示しすることは困難である。

四の1について

東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)の福島第一原子力発電所の事故の状況について詳細は把握し切れていないが、東京電力からの報告により得られた同発電所の原子炉内の圧力や水位等の記録からは、平成二十三年東北地方太平洋沖地震の発生から津波が到来するまでの間に、原子炉の基本的な安全機能が損なわれていた可能性を示す情報は得られていない。また、保安院において、当該地震により同発電所の配管が破断し冷却水が大規模に漏えいしたと仮定し、プラントの挙動解析を行った結果、この間におけるプラントの実際の挙動とは乖離した(乖離)ことについて確認している。さらに、東京電力において、耐震安全上重要な設備のうち主要な設備(以下「主要耐震安全設備」という。)について、当該地震に係る地震応答解析(以下単に「解析」という。)を行った結果、主要耐震安全設備に働く応力は許容値を下回ること、また、主要耐震安全設備以外の耐震安全上重要な設備(以下「その他耐震安全設備」という。)について、当該地震の発生時に基準地震動を上回る地

震動が観測され、当該地震による損傷状況を現場で確認することが可能であった第五号機を代表機として、解析を行った結果、一部の配管等を除くその他耐震安全設備に働く応力は許容値を下回ることについて、それぞれ確認している。加えて、保安院において、許容値を超えた当該一部の配管等について、職員が現場に立ち入ることにより、原子炉の安全機能を損なうような損傷が無いことを直接確認している。

これらの点に鑑みれば、安全上重要な機能を有する主要な設備については、現時点において、当該地震の影響により微少な損傷が生じたかについてまで確定的にお答えすることは困難であるが、当該地震の発生直後において、原子炉がその安全機能を保持できる状態にあったのではないかと推定している。

四の2及び3について

お尋ねについて、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が平成二十三年十二月二十六日に取りまとめた「中間報告」によれば、「原子炉圧力容器内で放射性物質が発生した場合、ガンマ線などの放射線は、原子炉圧力容器や原子炉格納容器の破損がなくとも建屋内に発散される上、電源喪失による建屋内の空調設備の機能停止も放射線量上昇につながる要因となり得るため、建屋内の放射線量が上昇したことをもって、原子炉圧力容器や原子炉格納容器(又は周辺の多数の配管、貫通部等)の破損が存在したと認めることはできない。ま

た、この時点で、原子炉圧力容器や原子炉格納容器(又は周辺の多数の配管、貫通部等)に大きな破損箇所が生じていれば、その後、同日夕方以降しばらくの間、一号機R/BやT/B内で当直がD/DFFPの起動確認や弁の開閉操作等の現場対処に臨むことができたことも矛盾すると考えられる」とされている。また、一般的には、原子炉の通常運転中において、高線量の環境下に入らなければならない場合には、あらかじめ想定される線量に対応して測定範囲を調節した線量計を用いるため、線量計が振り切れることはないものと承知している。

明治三十五年三月三十日
第一種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇円	一五円